

事務連絡
平成22年5月31日

社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局指導課

医療提供体制推進事業費補助金の交付について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

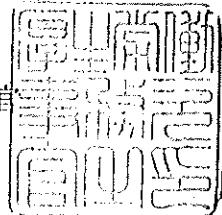
標記につきまして、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知を発出しましたので、御参考までに送付します。



厚生労働省発医政第12号
平成22年5月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



医療提供体制推進事業費の交付について

標記の国庫補助金の交付については、平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知の別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であつて、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 小児救急電話相談事業
- イ 小児初期救急センター運営事業
- ウ 小児救急地域医師研修事業
- エ 共同利用型病院運営事業
- オ 小児救急医療支援事業
- カ 小児救急医療拠点病院運営事業
- キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
- ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業
- コ 診療協力支援事業
- サ 救急医療専門領域医師研修事業
- シ 救命救急センター運営事業
- ス 小児救命救急センター運営事業
- セ ドクターへリ導入促進事業
- ソ 救急救命士病院実習受入促進事業
- タ 小児集中治療室医療従事者研修事業
- チ 救急勤務医支援事業
- ツ 自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業
- テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）
- ト 救急患者受入コーディネーター事業
- ナ 救急患者退院コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ 新生児医療担当医確保支援事業
- エ 地域療育支援施設運営事業
- オ 日中一時支援事業

(3) 看護職員確保対策事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 看護職員資質向上推進事業

- (ア) 看護職員専門分野研修
- (イ) 中堅看護職員実務研修
- (ウ) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業
- (エ) 看護教員養成講習会事業
- (オ) 看護教員継続研修事業
- (カ) 実習指導者講習会事業
- (キ) 協働推進研修事業
- (ク) 潜在看護職員復職研修事業

イ 新人看護職員研修事業

- (ア) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業
- (イ) 外部研修事業のうち多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業

ウ 病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）

エ 看護職員確保対策特別事業

オ 訪問看護推進事業

カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

キ 助産師活用推進事業

ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業

- (ア) 多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザ一派遣事業
- (イ) 就業環境改善支援事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」（以下「歯科保健医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 8020運動推進特別事業

イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ウ 在宅歯科医療連携室整備事業

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業

平成5年6月15日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づき実施する公的病院等特殊診療部門運営事業

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生

労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

(8) 在宅医療推進支援事業

平成22年3月24日医政発0324第23号厚生労働省医政局長通知「在宅医療推進支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 在宅医療推進支援センター事業
- イ 在宅医療推進連絡協議会
- ウ 在宅医療従事者研修

(9) 地域医療対策事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 医療連携体制推進事業
- イ 医師派遣等推進事業
- ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 女性医師等就労支援事業

「勤務医等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき実施する女性医師等就労支援事業

(11) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(12) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
- (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
- (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- (エ) 救命救急センター設備整備事業
- (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
- (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
- (キ) 小児集中治療室設備整備事業
- イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業
- エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

- (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業
- (イ) 地域災害医療センター設備整備事業
- (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業

カ がん診療施設設備整備事業

がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業

リハビリテーション施設の設備整備事業

ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

ケ HLA検査センター設備整備事業

平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業

シ 看護師等養成所初度設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業

平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成所初度設備整備事業

セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業

夕 內視鏡訓練設施設備整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業

チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等病床転換整備事業（設備整備に関するものに限る。）

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

ト 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5. 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表 1

	<p>エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 ハ 小児救急医療拠点病院運営事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 コ 診療協力支援事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事業 チ 救急勤務医支援事業 ナ 救急患者退院コーディネーター事業 シ 救命救急センター運営事業</p>	4号第3項に規定する広域連合を含む ^(注1) 、地方独立行政法人、公的団体 ^(注2) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注3)
	シ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業 イ 周産期母子医療センター運営事業 ウ 新生児医療担当医確保支援事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業</p>	<p>都道府県 地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、独立行政法人及び国立大学法人を除く。） 地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者</p>
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア (ア)、(エ)以外の看護職員資質向上推進事業 イ (イ)の新人看護職員研修事業 エ 看護職員確保対策特別事業 キ 助産師活用推進事業</p>	都道府県

	ク (ア)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	
	イ (ア)の新人看護職員研修事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者（ただし、国立高度専門医療研究センターを除く）
	ア (ア)看護職員専門分野研修 ア (イ)看護教員養成講習会事業 カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業 ク (イ)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
	ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適當と認める者
	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	都道府県
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	都道府県
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
(9) 地域医療対策事	ア 医療連携体制推進事業	都道府県

業	イ 医師派遣等推進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
	ウ 患者・家族対話推進事業	地方公共団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
(10) 女性医師等就支援事業	一	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業 キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 サ 環境調整室設備整備事業 シ 看護師等養成所初度設備整備事業 ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業 セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業 上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、テ及びト)以外の事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者 公的団体 都道府県及び指定都市 (ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)一般社団法人及び一般財團法人 <small>(注3)</small> (ク)医療法人 <small>(注4)</small> 都道府県及び市町村 公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者

(注1) 別添4参照。

(注2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注3) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

(注4) 一般社団法人及び一般財團法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。

(注5) (キ) 及び(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規

定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあってはこの限りではない。）、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

（交付額の算定方法）

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次のiからivにより算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の(1)から(12)により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。

① 4の(1)のア、ウ、サ、ツ、テ及びトの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村（特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都

道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のエ及びオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(1)のクの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のカ、セ及びソの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交

付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のキの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のシの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のケ、コ、ス、チ、ナの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

⑨ 4の(1)のタの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。
(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(2)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

た額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（(イ)により選定された額の三分の3から三分の1の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(2)のエの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ)により選定された額の三分の2から三分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(2)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ)により選定された額の三分の3から三分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑥により算出された額の合計額とする。

① 看護職員資質向上推進事業及び外国人看護師候補者就労研修支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

② 新人看護職員研修事業（新人看護職員研修事業及び医療機関受入研修事業）及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業（就業環境改善支援事業）

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 新人看護職員研修事業（多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業）、助産師活用推進事業及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業（多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業）

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基

基礎額とする。

④ 病院内保育所運営事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 看護職員確保対策特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑥ 訪問看護推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 在宅歯科医療連携室整備事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と前年度末の累積欠損金及び不良債務の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅医療推進支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 女性医師等就労支援事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業(別表2の第4欄(1)及び(2)の経費)

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県が補助する事業(別表2の第4欄(3)の経費)

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない方の額を選定する。
- (ウ) 都道府県が、(イ)により算出された額に、1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により算出された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額 ((イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ (ウ) において同じ。) を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額 ((イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。) を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アの(ウ)及び(キ)の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。（イ）cにおいて同じ。）を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

（イ）都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

ウ 4の(12)のアの(キ)の事業

（ア）都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

（イ）都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のウの(ウ)の事業

（ア）都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

才 4の(12)のエの事業

(ア) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(イ) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院における共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

カ 4の(12)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(12)のカからケ及びシからソの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ク 4の(12)のサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ケ 4の(12)のタの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

コ 4の(12)のテ及びトの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算

定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後の評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。

iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。

iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後の評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	一	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 活動費 ア 午後6時から翌日午前8時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実施する場合 54,200円×実施日数 (イ) 8時間未満実施する場合 (54,200円-6,700円×(8時間-実施時間))×実施日数 イ 午前8時から午	小児救急電話相談事業に必要な報償費（医師等雇上謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費、広報経費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（電話機、電話転送機器等）、備品購入費（電話機、電話転送機器等）、賠償責	2分の1

		<p>後 6 時までの間に おいて実施するも の。</p> <p>(ア) 8 時間以上実施 する場合 $54,200 \text{ 円} \times \text{実施日数}$</p> <p>(イ) 8 時間未満実施 する場合 $(54,200 \text{ 円} - 6,700 \text{ 円} \times (8 \text{ 時間} - \text{実施時間})) \times \text{実施日数}$</p> <p>(ただし、ア及びイの 時間帯に連続又は断 続して事業を行う場 合は、その合計時間 とし、8 時間を限度 とする。)</p>	任保険料、委託 料（上記経費に 該当するもの。）
		<p>(2) 運営経費 $1,984 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$</p> <p>(3) 協議会経費 1 か所当たり 334 千円</p>	小児救急電話相 談事業協議会に 必要な賃金、報 償費（委員謝金 ）、旅費、需用 費（消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等）、使用 料及び賃借料（ 会場借料）、役 務費（通信運搬 費等）、委託料 (上記経費に該 当するもの。)

イ 小児初期 救急センター運営事業	一	1か所当たり 1,700千円	小児初期救急セ ンターの運営に 必要な資金、報 償費（謝金）、 旅費、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）	3分の1
ウ 小児救急 地域医師研 修事業	一	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。 (1) 研修経費 1地区当たり 273千円	小児救急地域医 師研修事業に必 要な報償費（謝 金）、旅費、需 用費（消耗品費 、印刷製本費） 、使用料及び賃 借料（会場借料） 、委託費（上記 経費に該当する もの。）	2分の1
		(2) 協議会経費 1か所当たり 1,014千円	小児救急地域医 師研修事業協議 会に必要な資金 、報償費（謝金 ）、旅費、需用 費（消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等）、使用 料及び賃借料（ 会場借料）、役 務費（通信運搬 費等）、委託料 （上記経費に該 当するもの。）	
エ 共同利用 型病院運営	一	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額	共同利用型病院 運営事業に必要	3分の1

事業	<p>とする。</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1地区当たり $71,450\text{円} \times \text{診療日数}$ (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算式により加算する。 $13,570\text{円} \times \text{診療回数})$</p> <p>(2) 休日C 1地区当たり $35,720\text{円} \times \text{診療日数}$</p> <p>(注)</p> <p>(1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 診療日数は、地区における事業日数とする。</p>	な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	
オ 小児救急医療支援事業	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1地区当たり $26,310\text{円} \times \text{診療日数}$</p> <p>(2) 休日C 1地区当たり $13,150\text{円} \times \text{診療日数}$</p> <p>(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項</p>	小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	3分の1

及び第3項に定める
割増賃金（時間外（
125/100以上）及び
深夜（150/100、160
/100又は125/100以
上））を手当してい
る場合に限る。）

1地区当たり

19,782円×診療日数

(4) 小児救急電話相談
実施加算（都道府県
が委託等により小児
救急電話相談（#8000
）を実施している場
合に限る。）

1地区当たり

14,838円×診療日数

（オンコール体制）

(5) 医師が病院に待機
する体制ではなく、
専門的な処置が必要
な場合に小児科医師
が速やかに駆け付け
対応する体制（オン
コール体制）を執つ
ている場合

1地区当たり

13,570円×診療日数

（注）

(1) 診療日の設定方法
については、別添1
に定めるところによ
るものとする。

(2) 診療日数は、地区
における事業日数と
する。

力 小児救急 医療拠点病 院運営事業	一	<p>1か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 35,926千円×運営月数／12</p> <p>(2) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。)</p> <p>3,520千円×運営月数／12</p> <p>(3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)</p> <p>6,781千円×運営月数／12</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合</p> <p>12,403千円×運営月数／12</p>	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	2分の1
--------------------------	---	--	--	------

キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	管制塔病院	1か所当たり 30,746千円	管制塔病院の運営費に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、医療機器購入費、備品購入費	3分の1
	支援医療機関	(1) 空床確保経費 1日1床当たり 29,110円 (地域において1日8床を限度とする。)	支援医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 空床確保にかかる経費 支援医療機関ごとに直近の決算数値から以下の式により算出される額に確保する空床の数を乗じて得た額 入院診療収益×(医業費用一材料費)／医業費用／病床数／365日	3分の1
		(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	(2) 医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費	
	支援診療所	医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費	3分の1

ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業	一	添乗者 1人当たり 8,190 円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費（死亡時に支払われる補償分相当分の保険料）	3分の 1
ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業	一	(医療機関を固定する場合) 1 日 1 床当たり 29,110 円 (医療機関を固定しない場合) 受入 1 件当たり 8,870 円	受入困難事案患者の受入れに必要な空床確保等にかかる経費	3分の 1
コ 診療協力支援事業	一	1 人 1 回当たり 13,570 円	医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費	3分の 1
サ 救急医療専門領域医師研修事業	一	研修 1 分野当たり 1,594 千円	救急医療専門領域医師研修事業に必要な報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、材料費（実習材料費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の 1
シ 救命救急センター運営事業	救命救急センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合	救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等	3分の 1

計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。

① 30床以上の運営の場合

174,279千円×運営月数／12
(ただし、30床未満21床以上の運営の場合は、1床当たり5,382千円×運営月数／12を減額する。)

② 20床の運営の場合

125,155千円×運営月数／12
(ただし、20床未満の運営の場合(平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されるものに限る。)は、1床当たり3,222千円×運営月数／12を減額する。)

③ ドクターカーの運

転手を確保する場合4,701千円×確保月数／12

④ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合

)、材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)

	<p>13,265千円×確保 月数／12 (ただし、別添2に 定める充実段階が Aの場合に限り算 定するものとする 。)</p> <p>⑤脳卒中の内科系専 門医及び外科系専 門医をそれぞれ専 任で確保する場合 13,265千円×確保 月数／12 (ただし、別添2に 定める充実段階が Aの場合に限り算 定するものとす る。)</p> <p>⑥小児救急専門病床 に医師、看護師を 専任で確保する場 合 55,967千円×確 保月数／12</p> <p>⑦重症外傷の外科系 専門医を専任で確 保する場合 13,265千円×確保 月数／12</p> <p>(2) 在日外国人にかか る前年度の未収金 (1が月1人当たり20 万円超)に限って20 万円を超える部分</p>	
地域救命 救急セン ター	<p>1か所当たり次の(1) 及び(2)により算出さ れた額の合計額とする 。</p> <p>(1) 次の①から⑥によ</p>	地域救命救急セ ンターの運営に 必要な給与費(常勤職員給与費 、非常勤職員給 3分の1

り算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。

① 10床の運営の場合

98,919千円×運営月数／12

(ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり5,589千円×運営月数／12を加算する。)

② ドクターカーの運転手を確保する場合

4,701千円×確保月数／12

③ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
13,265千円×確保月数／12
(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

④ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合

13,265千円×確保月数／12

(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算

与費、法定福利費等)、材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)

		<p>定するものとする 。)</p> <p>⑤小児救急専門病床 に医師、看護師を 専任で確保する場 合 55,967 千円 × 確 保月数／12</p> <p>⑥重症外傷の外科系 専門医を専任で確 保する場合 13,265 千円 × 確保 月数／12</p> <p>(2) 在日外国人にかか る前年度の未収金 (1か月 1人当たり 20万円超)に限つ て 20万円を超える 部分</p>	
ス 小児救命 救急センタ ー運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)によ り算出された額の合 計額とする。</p> <p>(1) 213,118 千円 × 運営月数／12</p> <p>(2) 研修事業を行つ ている場合 1か所当たり 9,007 千円</p>	小児救命救急セ ンターの運営に 必要な給与費（ 常勤職員給与費 、非常勤職員給 与費、法定福利 費等）、材料費 (給食材料費、 医薬品費、診療 材料費、医療消 耗器具備品費等)、経費（消耗 備品費、光熱水 費、燃料費等） 、旅費、研究研 修費、図書費等 、減価償却費
セ ドクター ヘリ導入促 進事業	(略)	次の(1)から(3)によ り算出された額の合 計額とする。	3分の1

		(1) ドクターへリ運航 経費 1か所当たり 188,886千円×運営 月数／12	ドクターへリの 運航に必要な委 託費（ヘリコプ ター賃借料、操 縦士等拘束料、 燃料費、保守料 、災害補償費（ 航空保険料）等 ）
		(2) 搭乗医師・看護師 確保経費 1か所当たり 17,422千円×運営 月数／12	ドクターへリ搭 乗医師及び看護 師の確保に必要 な給与費（常勤 職員給与費、非 常勤職員給与費 、法定福利費等）
		(3) ドクターへリ運航 調整委員会経費 1か所当たり 3,522千円	ドクターへリ運 航調整委員会の 運営に必要な報 償費（委員謝金 ）、旅費、需用 費（消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等）、使用 料及び賃借料（ 会場借料）、役 務費（通信運搬 費等）
ソ 救急救命 士病院実習 受入促進事 業	一	1か所当たり 1,369千円	救急救命士の資 格を有する救急 隊員の病院実習 受入促進事業に おけるコーディ

			ネーター医等に必要なコーディネーター医給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（指導医謝金）	
タ 小児集中治療室医療従事者研修事業	—	1か所当たり 12,612千円	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、賃金（事務職員雇上経費）、委託費（上記経費に該当するもの。）	2分の1
チ 救急勤務医支援事業	—	1人1回当たり 休日 13,570円 (日中) 夜間 18,659円 (注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当（医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。）	3分の1
ツ 自動体外式除細動器(AED)の	—	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。		2分の1

普及啓発事業	(1) 协議会経費 1か所当たり 406千円	自動体外式除細動器（AED） 協議会に必要な賃金、報償費（委員謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）
	(2) 指導者の養成経費 1か所当たり 174千円	自動体外式除細動器（AED） 指導者の養成に必要な賃金、報償費（委員謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）
	(3) 講習会等経費 1か所当たり ア 初年度 10,963千円 イ 2年目以降 1,886千円	自動体外式除細動器（AED） の普及のための講習等に必要な賃金、報償費（講師謝金）、旅

			費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、備品購入費（実習用備品）、委託料（上記経費に該当するもの。）
	(4) 普及啓発会議等 経費	自動体外式除細動器（AED） の消耗品等交換 普及啓発会議等 のために必要な諸謝金、委員等旅費、会議費、賃金（事務職員雇上経費）、会場借料、通信運搬費	1 県当たり 800 千円
	(5) 消耗品交換推進 事業	自動体外式除細動器（AED） の消耗品等交換 推進事業のために必要需用費（消耗品費、印刷製本費）、賃金（事務職員雇上経費）	1 県当たり 600 千円
テ 救急医療 情報センター（広域災 害・救急医療情報シス	ー	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報セ ンター（広域災 害・救急医療情 報システム）の 運営に必要な給 3 分の 1

テム) 運営事業			料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当）、賃金、報償費（委員謝金）、旅費（委員旅費）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（建物、システム機器）、機器据付費、備品購入費（システム機器）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ト 救急患者受入コーディネーター事業	—	1か所当たり 29,625千円	救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
ナ 救急患者	—	1か所当たり	救急患者退院コ	3分の1

	退院コーディネーター事業		9,724千円×事業月数／12	コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	一	<p>次の(1)から(7)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)周産期医療協議会 637千円</p> <p>(2)周産期医療ネットワーク事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3)相談事業 ① 専門相談設置費 264千円×実施月数 ② 啓発普及費 193千円</p> <p>(4)周産期医療関係者の研修事業 874千円</p> <p>(5)周産期医療調査・研究事業 1,005千円</p> <p>(6)NICU入院児支援事業 5,510千円</p> <p>(7)搬送コーディネー</p>	<p>周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費</p>	3分の1

		タ一事業 29,625千円		
イ 周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準に当てはめて計算して得た額とする。</p> <p>①MFICU運営費 (ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 $2,008\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病院等 $5,883\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$</p> <p>②NICU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 $3,419\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$</p> <p>③GCU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 $1,584\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$</p>	<p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消費費</p>	3分の1

		(2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円	
地域周産期母子医療センター	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準にあてはめて計算して得た額とする。</p> <p>①MFICU運営費 (ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 8,658千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病院等の場合 12,533千円×病床数×事業月数/12</p> <p>②NICU運営費 (ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 4,887千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病院の場合 8,762千円×病床数×事業月数/12</p>	<p>地域周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	3分の1

		<p>③GCU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 $2,408\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$</p> <p>(2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円</p>		
		<p>(3) 母体救命強化加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合 $17,917\text{千円} \times \text{事業月数}/12$とする。 (ただし、地域周産期母子医療センターについては、都道府県内に所在する総合周産期母子医療センターが母体救命強化加算の要件を満たさない場合に限る。)</p>	関係診療科等との連携に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費	3分の1
ウ 新生児医療担当医確保支援事業		<p>新生児1人あたり 10,000円 (NICU入院初日のみ)</p>	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生	3分の1

			児担当医手当等)	
エ 地域療育 支援施設運 営事業		1か所につき、 次により算出された額 23,655千円×事業月 数/12 ※4床以上整備する場 合は、 1床あたり7,885千円 を増額する。 (ただし10床を限度 とする。)	地域療育支援施 設運営事業に必 要な報酬、給料 、賃金、職員手 当等、共済費、 旅費、需用費（ 消耗品費、燃料 費、食料費、印 刷製本費、光熱 水費、修繕量、 医薬材料費、給 食材料費、職員 被服費、運営事 務費）、役務費 (通信運搬費) 、委託料、使用 料及び賃借料、 備品購入費、減 価償却費	2分の1
オ 日中一時 支援事業		(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円	日中一時支援事 業に必要な 次に掲げる経費 (1) 病床確保 に係る経費 報酬、給料、賃 金、職員手当等 、共済費、旅費 、需用費（消耗 品費、燃料費、 食糧費、印刷製 本費、光熱水費 、修繕料、医薬 材料費）、役務 費（通信運搬費 ）、委託料、使 用料及び賃借料	3分の1

				、備品購入費、減価償却費	
			(2) 看護師等確保経費 看護師 1日 6,350円 看護助手等 1日 5,320円	(2) 看護師等確保に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費(患者を受け入れた場合に限る。)	
(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	一	<p>次の(i)から(8)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 看護職員専門分野研修 受講者 1人あたり 105千円</p> <p>(2) 中堅看護職員実務研修 次のア及びイの合計額とする。</p> <p>ア 短期研修 1実施単位当たり 604千円</p> <p>イ 中期研修 1か所当たり 3,192千円</p> <p>(3) 専門分野 (がん・</p>	<p>看護職員専門分野研修の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>中堅看護職員実務研修の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	定額

	糖尿病)における質の高い看護師育成事業	糖尿病)における質の高い看護師育成事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)
	次のア及びイの合計額とする。	
ア がん	1,966 千円	
イ 糖尿病	1,966 千円	
(4) 看護教員養成講習会事業		看護教員養成講習会事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)
次のア~エの合計額とする。		
ア 看護教員養成講習会	1か所当たり 7,056 千円	
受講者 30 人以上 1 人増す毎に	230 千円	
イ 教務主任養成講習会	受講者 1 人につき 404 千円	
ウ 保健師・助産師教員養成講習会	受講者 1 人につき 280 千円	
エ 他県受入加算		

		受入人数1人ごとに 20千円	
(5)	看護教員継続研修事業	1,219千円	看護教員継続研修事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）
(6)	実習指導者講習会事業	2,178千円	実習指導者講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）
(7)	協働推進研修事業	6,398千円	協働推進研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）
(8)	潜在看護職員復職研修事業	1,481千円	潜在看護職員復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、

			役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
イ 新人看護職員研修事業	一	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費 ア 新人看護職員が1名のとき 440千円</p> <p>イ 新人看護職員が2名以上のとき 630千円</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、</p>	2分の1

役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）

(2) 教育担当者経費
新人看護職員 5 名
ごとに
215 千円

新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）

(注)

新人看護職員数は、当該年度の 4 月末日現在における在職者数とし、上限を 70 名とする。

(3) 医療機関受入研修事業

ア 1 名～4 名を受け入れる場合

1 施設当たり

113 千円

イ 5 名～9 名を受け入れる場合

1 施設当たり

226 千円

ウ 10 名～14 名を受け入れる場合

1 施設当たり

566 千円

エ 15 ～ 19 名を受け入れる場合

1 施設当たり

医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）

、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）

、使用料及び賃借料、備品購入費

849千円
才 20名以上受け入
れる場合
1施設当たり
1,132千円
才 受け入れる新人
看護職員数が20
名を超える場合

1名増すごとに
45千円

(注)

- 1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。
- 2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

次の(4)から(6)により算出された額の合計額とする

(4)多施設合同研修事業

2,019千円

多施設合同研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運

			搬費、雜役務費)、使用料及び 賃借料、備品購入費（演習用に 限る。）、委託料（上記経費に 該当するもの。 ）
	(5) 研修責任者研修事業	2,343 千円	研修責任者研修事業の実施に必 要な賃金、報償費、委員等旅費 、需用費（消耗品費、印刷製本 費、会議費）、役務費（通信運 搬費、雜役務費）、使用料及び 賃借料、委託料（上記経費に該 当するもの。）
	(6) 新人看護職員研 修推進事業 次のア及びイの合 計額とする ア 協議会経費	4,615 千円	新人看護職員研修推進事業の実 施に必要な賃金、報償費、委員 等旅費、需用費（消耗品費、印 刷製本費、会議費）、役務費（ 通信運搬費、雜役務費）、使用 料及び賃借料、委託料（上記経 費に該当するもの。）
	イ アドバイザー派 遣経費	340 千円	
ウ 病院内保	—	各病院内保育施設につ	病院内保育所の 3 分の 1

育所運営事
業

き、(1)により算定した基本額より別添3に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。

(1) 基本額

ア A型特例

1人×180,800円×
運営月数

イ A型

2人×180,800円×
運営月数

ウ B型

4人×180,800円×
運営月数

エ B型特例

6人×180,800円×
運営月数

(2) 加算額

ア 24時間保育を行っている施設

20,080円×運営日数

イ 病児等保育を行っている施設

193,070円×運営月数

ウ 緊急一時保育を行っている施設

20,080円×運営日数

エ 児童保育を行っている施設

10,930円×運営日数

運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）

工 看護職員 確保対策特 別事業	一	厚生労働大臣が必要と 認めた額	総合的な看護職 員確保対策特別 事業に必要な報 酬、賃金、報償 費、旅費（外国 旅費を含む。） 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、食糧費（会 議費）、光熱水 費）、役務費（ 通信運搬費、保 険料、広告料） 、委託料、使用 料及び賃借料、 備品購入費	定額
才 訪問看護 推進事業	一	<p>次の(1)から(10)によ り算出された額の合計 額とする。</p> <p>(1)訪問看護推進協議 会</p> <p>次のアからウにより 算出された額の合計 額とする。</p> <p>ア 訪問看護推進協 議会経費 531千円</p> <p>イ 事務局(訪問看護 推進室)経費 2,581千円 (ただし、新規に設 置する事務局(訪問 看護推進室)にあつ ては、上記金額に運 営月数／12を乗じ て得た額とする。)</p>	<p>訪問看護推進協 議会及び事務局 (訪問看護推進 室)の運営に必 要な報酬、賃金 、報償費、旅費 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、会議費）、 役務費（通信運 搬費）、使用料 及び賃借料、委 託料（上記経費 に該当するもの 。）</p>	2分の1

ウ 実態調査費	実態調査に必要な賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）
1,834 千円	
(2)訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 次のア及びイにより算出された額の合計額とする。	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
ア 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,258 千円	
イ 医療機関の看護師の研修 319 千円	
(3)在宅ターミナルケア研修 1か所当たり 247 千円	在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(4)在宅ターミナルケ	在宅ターミナル

アドバイザー派遣事業 1か所当たり	665千円	ケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）
(5)在宅ターミナルケア等普及事業 次のア及びイにより算出された額の合計額とする。 ア フォーラム等開催経費 イ 普及啓発パンフレット	1,172千円 2,668千円	在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(6)在宅ターミナルケア等地域連携会議 1か所当たり	661千円	在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

(7)訪問看護管理者研修事業	796千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(8)高度在宅看護技術実務研修事業	2,436千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(9)医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討	5,415千円	医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運

		(10) 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業	搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)
		2,406千円	医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)
カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業	一	次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日本語習得支援事業 候補者等1人当たり 117千円	日本語習得支援事業の実施に必要な報償費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、定額

			役務費（雑役務費、通信運搬費）	
		(2) 就労研修支援事業 1か所当たり 295千円	就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）	
キ 助産師活用推進事業	一	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1) 助産師活用推進協議会 1,728千円	助産師活用推進協議会の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
		(2) 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業 2,161千円	院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬	

			費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	
		(3) 潜在助産師復職研修事業 3,061千円	潜在助産師復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
		(4) 助産所管理者研修事業 599千円	助産所管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	一	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)多様な勤務形態導入研修事業 825千円	多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(印	2分の1

				刷製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	
		(2) 多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業 次のア及びイの合計額とする ア 相談窓口設置経費 イ アドバイザー派遣経費	1,798千円 258千円	多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業の実施に必要な謝金、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	
		(3) 就業環境改善支援事業 1か所当たり	2,331千円	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費(人件費、法定福利費)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費)	
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	政策的事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用	10分の10

			費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	
その他事業	厚生労働大臣が必要と認めた額		8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	2分の1
イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	一	1か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに	定額

				限る。)	
ウ 在宅歯科 医療連携室 整備事業	一	1か所当たり 8,167千円	在宅歯科医療連 携室整備事業に 必要な給料、賃 金、旅費、需用 費（会議費）、 使用料及び賃借 料、医療機器購 入費、委託料（ 上記に該当する ものに限る。）	定額	
(5) 公的病 院等特殊 診療部門 運営事業	一	公的病院 特殊診療 部門	ア 小児医療施設 13,546千円 イ 在宅医療 13,546千円	一	3分の1
		民間病院 特殊診療 部門	在宅医療 9,809千円	在宅医療を行う ために必要な給 与費（常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等）	3分の1
(6) 院内感 染地域支 援ネット ワーク相 談事業	一	一	1地域当たり 1,257千円	院内感染地域支 援ネットワーク 相談事業に必要 な報償費（医師 雇上謝金）、委 員等旅費、需用 費（消耗品費及 び印刷製本費） 、使用料及び賃 借料（会場借料 ）、委託料（上 記経費に該当す るもの。）	2分の1
(7) 小児科 ・産科連 携病院等 協力体制	一	一	削減病床数1床当たり 1,112千円	削減病床に専ら 従事していた職 員が引き続き当 該病院に勤務す	3分の1

				る場合であってこれら職員の次に掲げる経費給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）	
(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業	一	1か所当たり 8,697千円	在宅医療推進支援センター事業に必要な給与費（非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	2分の1
	イ 在宅医療推進連絡協議会	一	1か所当たり 762千円	在宅医療推進連絡協議会の実施に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	2分の1
	ウ 在宅医療従事者研修	一	1か所当たり 673千円	在宅医療従事者研修の実施に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印	2分の1

				刷製本費、消耗品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	一	1か所当たり 5,170千円	医療連携体制推進事業に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	イ 医師派遣等推進事業	一	次により算出された額の合計額 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費 1か所当たり 3,000千円 (2)派遣先医療機関に	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。) (2)派遣先医療	2分の1

における派遣医師の受入準備等経費 受入医師 1人当たり 150 千円	機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費
(3) 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額 派遣医師 1人当たり 1,250 千円×派遣月数	(3) 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師 1人 1月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額 $(\text{入院診療収益} + \text{外来診療収益} - (\text{人件費(医療職)} + \text{材料費} + \text{その他の経費})) / \text{医師数(常勤} + \text{非常勤)} \times 1 / 12$
(4) 派遣医師の海外研修等経費 派遣医師 1人当たり 2,064 千円	(4) 派遣医師の海外研修等に必要な謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のう

			ち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、図書購入費、研究研修費	
ウ 患者・家族対話推進事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	1か所あたり 1,170千円	患者・家族対話推進懇談会等事業に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
	院内相談員養成研修事業	1か所あたり 1,329千円	院内相談員養成研修事業に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
(10)女性医	—	—	次の(1)から(3)により	女性医師等就労 2分の1

師等就労支援事業		算出された額の合計額とする。	支援事業に必要な次に掲げる経費
		(1) 相談窓口経費 6,484千円	事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）
		(2) 病院研修経費 1か所当たり 8,029千円	病院において受け入れた医師に係る研修を行うために必要な次の経費 (1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当 (2) 研修医受入に係る医学研

			究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費 (3) 委託料（上記(1)・(2)の経費に該当するもの） (3) 就労環境改善経費 1か所当たり	就労環境改善に取り組むために必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
(11)産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	一	1分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
	イ 産科医等	一	研修医1人1月当たり	臨床研修修了後	3分の1

	育成支援事業		50,000 円	、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、待遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口 10 万人以上の場合 1か所当たり 4,200 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、10,500 千円を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 1か所当たり 3,150 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、7,875 千円を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
	(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1か所当たり 10,500 千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
	(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又	3 分の 1

病院設備整備事業	(3)に掲げるものを除く。)	は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器の備品購入費	
	1か所当たり 21,000千円 (ただし、特別に必要がある場合は、105,000千円を限度とする。)		
	(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,000千円		
	(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,000千円		
心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費	
(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 244,650千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。) (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 60,000千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費	3分の1

		(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 60,000千円		
		(4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり 60,000千円		
		(5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 60,000千円		
	ドクター カー	1か所当たり 56,068千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
	心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費	
	無線装置	1か所当たり 1,050千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第8により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1か所当たり 84,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3分の1
	指肢切断用医療機器	1か所当たり 8,155千円		
	急性中毒用医療機器	1か所当たり 30,583千円		
(カ) 小児救急医療拠点病院設	医療機器	1か所当たり 21,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の	3分の1

備整備事業			備品購入費	
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1か所当たり 11,025千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備	(1) 支援側医療機関 1か所当たり 23,934千円 (2) 依頼側医療機関 1か所当たり ア 病院 27,835千円 イ 診療所 22,055千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 31,500千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 25,200千円 ((1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450千円に新生児集中治療管理病床	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3分の1

		1床当たり 1,575千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、15,750千円を限度とする。)		
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1か所当たり 44,793千円 (2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 1か所当たり 30,523千円	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3分の1
	ドクターカー	1か所当たり 30,583千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	医療機器	1か所当たり 3、150千円×病床数 (※ただし10床分を限度とする)	地域療育支援施設として必要な医療機器等の備品購入費	2分の1
エ 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	1か所当たり 210,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の1
オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 30,583千円	基幹災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
(イ) 地域災害医療センター設備整備事	医療機器等	1か所当たり 18,350千円	地域災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3分の1

業				
(ウ) N B C 災害・テ ロ対策設 備整備事 業	N B C災 害・テロ 対策用医 療機器等	1か所当たり 32,228千円	N B C災害及び テロ発生時にお ける災害・救急 医療提供体制整 備に必要な医療 機器等の購入費	2分の1
カ がん診療 施設設備整 備事業	医療機器 等	1か所当たり 31,500千円 (ただし、1品目の価 格が、52,500千円を 超えるもので厚生労 働大臣が認めるもの については、31,500 千円を超えない範囲 で加算する能够で きる。)	がん診療施設と して必要ながん の医療機器及び 臨床検査機器等 の備品購入費	3分の1
キ 医学的リ ハビリテー ション施設 設備整備事 業	医療機器	1か所当たり 10,500千円	医学的リハビリ テーション施設 として必要な医 療機器の備品購 入費	3分の1
ク 人工腎臓 装置不足地 域設備整備 事業	人工腎臓 装置	1か所当たり (1) 多人数用 13,440千円 (2) 単身用 6,825千円	人工腎臓装置の 購入費	3分の1
ケ H L A検 査センター 設備整備事 業	医療機器	1か所当たり 21,000千円	組織適合検査に 必要な備品購入 費(検査機器、 臓器保存器)	2分の1
コ 院内感染 対策設備整 備事業	初度設備	病院の医療法上の総許 可病床数が以下の場合 1か所当たり (1) 50床未満 1,019千円 (2) 50床以上 100床未満 1,325千円	病院の院内感染 の拡大防止に必 要な自動手指消 毒器の購入費	3分の1

		(3) 100床以上200床未満 2,141千円 (4) 200床以上300床未満 3,262千円 (5) 300床以上 4,383千円		
サ 環境調整室設備整備事業	検査機器	1か所当たり 37,000千円	環境調整室に必要な検査機器（化学物質注入装置、化学物質分析装置、近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器）の備品購入費	3分の1
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 13,335千円 (ただし、助産師養成所にあっては、21,735千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	2分の1
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 14,175千円 (ただし、理学療法士又は作業療法士どちらか一方を整備する場合にあっては、7,087千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1か所当たり 2,650千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2分の1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 11,000千円	施設の新設やカリキュラム変更等に伴い必要となる標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
タ 内視鏡訓練施設設備	手術台等	1か所当たり 210,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術	2分の1

	整備事業		台、麻酔器、無影燈、スコープ、光源装置等の購入費	
チ	小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	医療機器	1か所当たり 10,500千円	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な医療機器の備品購入費 3分の1
ツ	院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 3,811千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費 3分の1
テ	医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1台当たり 2,701千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費 3分の1
		ワゴン車等	1台当たり 1,407千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費
ト	在宅歯科診療設備整備事業	初度設備	1か所当たり 3,638千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費 3分の1

別表3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数a	4 係数b
(1) 救急医療対策事業	イ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機	3分の2	2分の1

	関支援事業 コ 診療協力支援事業 シ 救命救急センター運営事業		
(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	一	3分の2	2分の1
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	一	3分の2	2分の1
(12) 医療提供体制設備整備事業	<p>ア</p> <p>(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業</p> <p>(イ) 小児初期救急センター設備整備事業</p> <p>(エ) 救命救急センター設備整備事業</p> <p>(オ) 高度救命救急センター設備整備事業</p> <p>(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業</p> <p>(キ) 小児集中治療室設備整備事業</p> <p>ウ</p> <p>(ア) 小児医療施設設備整備事業</p> <p>(イ) 周産期医療施設設備整備事業</p> <p>エ 共同利用施設設備整備事業</p> <p>オ</p> <p>(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業</p> <p>(イ) 地域災害医療センター設備整備事業</p> <p>コ 院内感染対策設備整備事業</p> <p>チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業</p> <p>ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業</p> <p>テ 医療機関アクセス支援車整備事業</p>	3分の2	2分の1

ト 在宅歯科診療設備整備事業		
イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業	<p>ア 小児救急電話相談事業</p> <p>イ 小児初期救急センター運営事業</p> <p>ウ 小児救急地域医師研修事業</p> <p>エ 共同利用型病院運営事業</p> <p>オ 小児救急医療支援事業</p> <p>カ 小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業</p> <p>ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業</p> <p>ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業</p> <p>コ 診療協力支援事業</p> <p>サ 救急医療専門領域医師研修事業</p> <p>シ 救命救急センター運営事業</p> <p>ス 小児救命救急センター運営事業</p> <p>セ ドクターへリ導入促進事業</p> <p>ソ 救急救命士病院実習受入促進事業</p> <p>タ 小児集中治療室医療従事者研修事業</p> <p>チ 救急勤務医支援事業</p> <p>ツ 自動体外式除細動器（A E D）の普及啓発事業</p> <p>テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p> <p>ト 救急患者受入コーディネーター事業</p> <p>ナ 救急患者退院コーディネーター事業</p>	A 救急医療等対策（運営費）
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 周産期母子医療センター運営事</p>	

	<p>業</p> <p>ウ 新生児医療担当医確保支援事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業</p>	
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業 イ 新人看護職員研修事業 ウ 病院内保育所運営事業 エ 看護職員確保対策特別事業 オ 訪問看護推進事業 カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業 キ 助産師活用推進事業 ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業</p>	B 看護職員等確保対策（運営費）
(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事業</p>	
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	C 地域医療確保等対策（運営費）
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	
(8) 在宅医療推進支援事業	<p>ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修</p>	
(9) 地域医療対策事業	<p>ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業 ウ 患者・家族対話推進事業</p>	
(10) 女性医師等就労支援事業	—	
(11) 産科医等育成・確保支援事業	<p>ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業</p>	
(12) 医療提供体制設備整備事業	<p>ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事</p>	D 地域医療確保等対策（設備費）

業

- (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
(エ) 救命救急センター設備整備事業
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
(キ) 小児集中治療室設備整備事業
イ 小児救急遠隔医療設備整備事業
ウ
(ア) 小児医療施設設備整備事業
(イ) 周産期医療施設設備整備事業
(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業
エ 共同利用施設設備整備事業
オ
(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業
(イ) 地域災害医療センター設備整備事業
(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業
カ がん診療施設設備整備事業
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業
ケ H L A 検査センター設備整備事業
コ 院内感染対策設備整備事業
サ 環境調整室設備整備事業
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業
テ 医療機関アクセス支援車整備事業
ト 在宅歯科診療設備整備事業

シ 看護師等養成所初度設備整備事業 ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業 セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業 タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	E 看護職員等確保対策（設備費）
--	------------------

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項(100点)

項目	点数
都道府県の優先順位	<p>以下の式により算出される点数とする。</p> $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ <p>なお、事業数が1の場合は、100点とする。</p>

別表6 医療機関に係る評価事項(35点)

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点

		イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施

	(5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数（5点）	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付基礎額の下限）

7 交付の決定において4の（12）の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額
(12) 医療提供体制設備整備事業	
ア（ア）休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 33千円
ア（イ）小児初期救急センター設備整備事業	1品につき 33千円
ア（ウ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき 100千円
ア（エ）救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき 100千円
ア（オ）高度救命救急センター設備整備事業	1品につき 100千円
ア（カ）小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき 100千円
ア（キ）小児集中治療室設備整備事業	1品につき 100千円
ウ（ア）小児医療施設設備整備事業	1品につき 100千円
ウ（イ）周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき 100千円
（ウ）地域療育支援施設設備整備事業	1品につき 100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき 1,000千円
オ（ア）基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき 100千円

オ (イ) 地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
カ がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ 院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ 環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
	(ただし、助産師養成所にあっては 、1品につき 10千円)	
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	1品につき	33千円
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
ト 在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設（地区又は市町村）の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 事業者に配分する統合補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が交付対象事業を実施する場合

- ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（それぞれの事業の30%以内の変更（ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。）は除く。）
- イ 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならぬ。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

- ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件
- イ 都道府県は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。
- ウ 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。
- (ア) 都道府県から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。
- (イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件
- この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事に報告しなければならぬ。
- なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならぬ。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2) のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させことがある。

(4) (2) 及び (3) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

14 都道府県知事は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ぜるものとする。

(その他)

16 特別の事情により 6、10、11 及び 14 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日B	
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。

- (1) 充実段階Aは、100%
- (2) 充実段階Bは、90%
- (3) 充実段階Cは、80%

(別添3)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 (1) 保育料収入相当額は、標準保育料と10,000円の差に保育月数を乗じた金額の合計額とする。ただし、10,000円を下限として、年齢順位による標準保育料の扱いは表2のとおりとする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表3のとおりである。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		標準保育料（月額）	
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		一
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	10,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	14,000円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	20,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	27,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	35,000円
第7階層		413,000円以上	45,000円

表1 標準保育料表

年齢順位	標準保育料
第1子相当	標準保育料表に定める額
第2子相当	標準保育料表に定める額×0.5
第3子相当	標準保育料表に定める額×0.1

表2 年齢順位による係数

種別	保育児童
A型特例	2人
A型	5人
B型	10人
B型特例	15人

表3 上限人数

注) (1) 表1の第3階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。

また、表1の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- ① 所得税法第78条第2項第1号、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- ② 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- ③ 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(2) 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる標準保育料及び控除保育料とする。

- ① 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定す

る配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。

- ②「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - (イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- ③「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると都道府県の長が認めた世帯。

区分	標準保育料（月額）	控除保育料（月額）
第3階層	13,000円	3,000円

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（医療提供体制推進事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費+その他の経費

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内

保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

- (2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の
人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。
ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等
の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。
- (3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用い
る標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2. 6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,146,000円

3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設
置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

(別添4)

◎ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

一抜粋一

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

(別紙) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
1～3 (略)	1～3 (略)

(交付の対象事業)

4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

ア 小児救急電話相談事業
 イ 小児初期救急センター運営事業
 ウ 小児救急地域医師研修事業
 エ 共同利用型病院運営事業
 オ 小児救急医療支援事業
 カ 小児救急医療拠点病院運営事業
 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業
 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業
 コ 診療協力支援事業
 サ 救急医療専門領域医師研修事業
 シ 救命救急センター運営事業
 ス 小児救命救急センター運営事業
 セ ドクターへリ導入促進事業
 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業
 タ 小児集中治療室医療従事者研修事業
 チ 救急勤務医支援事業
 ツ 自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業
 テ 救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)
 ト 救急患者受入コーディネーター事業

(交付の対象事業)

4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

ア 小児救急電話相談事業
 イ 小児救急地域医師研修事業
 ウ 小児初期救急センター運営事業
 エ 共同利用型病院運営事業
 オ 小児救急医療支援事業
 カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業
 キ 小児救急医療拠点病院運営事業
 ク 救急医療専門領域医師研修事業
 ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
 コ 救命救急センター運営事業
 サ ドクターへリ導入促進事業
 シ 救急勤務医支援事業
 ス 救急救命士病院実習受入促進事業
 セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業
 ソ 救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)
 タ 救急患者受入コーディネーター事業

九 救急患者退院コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」(以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ 新生児医療担当医確保支援事業
- エ 地域療育支援施設運営事業
- オ 日中一時支援事業

(3) 看護職員確保対策事業

平成22年3月24日医政発第0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」(以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

- ア 看護職員資質向上推進事業
 - (ア) 看護職員専門分野研修
 - (イ) 中堅看護職員実務研修
 - (リ) 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業
 - (エ) 看護教員養成講習会事業
 - (オ) 看護教員継続研修事業
 - (カ) 実習指導者講習会事業
 - (キ) 協働推進研修事業
 - (ク) 潜在看護職員復職研修事業

イ 新人看護職員研修事業

- (ア) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業
- (イ) 外部研修事業のうち多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業
- ウ 病院内保育所運営事業(ただし、1.2カ月運営をしないものは除く。)

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」(以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 総合周産期母子医療センターの運営事業
- ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業

(3) 看護職員確保対策事業

ア 看護職員資質向上推進事業

平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」に基づき実施する看護職員資質向上推進事業

イ 協働推進研修事業

平成21年3月30日医政発第0330014号厚生労働省医政局長通知「勤務医等環境整備事業の実施について」(以下「勤務医等環境整備事業実施要綱」という。)に基づき実施する協働推進研修事業

ウ 病院内保育所運営事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知

エ 看護職員確保対策特別事業

オ 訪問看護推進事業

カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

キ 助産師活用推進事業

ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業

(7) 多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業

(1) 就業環境改善支援事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科に基づき実施する次の事業

ア 8020運動推進特別事業

「病院内保育所運営事業の実施について」に基づき実施する病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）

エ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護職員確保対策特別事業の実施について」に基づき実施する看護職員確保対策特別事業

オ 訪問看護推進事業

平成16年6月9日医政発第0609003号厚生労働省医政局長通知「訪問看護推進事業について」に基づき実施する次の事業

(ア) 訪問看護推進協議会

(イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

(ウ) 在宅ターミナルケア研修

(エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業

(オ) 在宅ターミナルケア等普及事業

(カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議

(キ) 訪問看護管理者研修事業

(ク) 高度在宅看護技術実務研修事業

カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科に基づき実施する次の事業

ア 8020運動推進特別事業

イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業
ウ 在宅歯科医療連携室整備事業

(5) ~ (7) (略)

(8) 在宅医療推進支援事業

平成22年3月24日医政発0324第23号厚生労働省医政局長通知「在宅医療推進支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 在宅医療推進支援センター事業
- イ 在宅医療推進連絡協議会
- ウ 在宅医療従事者研修

(9) (略)

(10) 女性医師等就労支援事業

「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき実施する女性医師等就労支援事業

(11) (略)

(12) 医療提供体制設備整備事業

- ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業
 - (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
 - (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
 - (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
 - (エ) 救命救急センター設備整備事業
 - (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
 - (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
 - (キ) 小児集中治療室設備整備事業

イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

(5) ~ (7) (略)

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

平成19年4月16日医政発第0416008号厚生労働省医政局長通知「在宅緩和ケア対策推進事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 在宅緩和ケア支援センター事業
- イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会
- ウ 緩和ケアに関する従事者研修

(9) (略)

(10) 勤務医等環境整備事業

「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- ア 短時間正規雇用支援事業
- イ 医師事務作業補助者設置支援事業
- ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業
- エ 女性医師等復職研修・相談事業

(11) (略)

(12) 医療提供体制設備整備事業

- ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業
 - (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
 - (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
 - (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
 - (エ) 救命救急センター設備整備事業
 - (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
 - (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業

イ (略)

- ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業
(ア) 小児医療施設設備整備事業
(イ) 周産期医療施設設備整備事業
(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ～サ (略)

- シ 看護師等養成所初度設備整備事業
「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

ス (略)

- セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ソ～チ (略)

- ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業
「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ～ト (略)

(事業者)

- 5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

イ (略)

- ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業
(ア) 小児医療施設設備整備事業
(イ) 周産期医療施設設備整備事業

エ～サ (略)

- シ 看護師等養成所初度設備整備事業
平成元年8月16日健政発第438号厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

ス (略)

- セ 看護師等養成所教育環境回線設備整備事業
平成8年5月10日健政発第428号厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所教育環境改善設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成教育環境改善設備整備事業

ソ～チ (略)

- ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業
平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ～ト (略)

(事業者)

- 5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	<p>ア 小児救急電話相談事業</p> <p>イ 小児救急地域医師研修事業</p> <p>サ 救急医療専門領域医師研修事業</p> <p>ツ 自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業</p> <p>テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p> <p>ト 救急患者受入コーディネーター事業</p>	都道府県
	<p>イ 小児初期救急センター運営事業</p> <p>エ 共同利用型病院運営事業</p> <p>オ 小児救急医療支援事業</p> <p>カ 小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業</p> <p>ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業</p> <p>ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業</p> <p>ニ 診療協力支援事業</p> <p>ス 小児救命救急センター運営事業</p> <p>セ ドクターへリ導入促進事業</p>	地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284号第3項に規定する広域連合を含む ^(注1) ）、地方独立行政法人、公的団体 ^(注2) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注3)

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	<p>ア 小児救急電話相談事業</p> <p>イ 小児救急地域医師研修事業</p> <p>ク 救急医療専門領域医師研修事業</p> <p>セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業</p> <p>テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p> <p>タ 救急患者受入コーディネーター事業</p>	都道府県
	<p>イ 小児初期救急センター運営事業</p> <p>エ 共同利用型病院運営事業</p> <p>オ 小児救急医療支援事業</p> <p>カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業</p> <p>キ 小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>ク 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業</p> <p>サ ドクターへリ導入促進事業</p> <p>シ 救急勤務医支援事業</p> <p>ス 救急救命士病院実習受入促進事業</p>	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体 ^(注1) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注2)

	<p>ソ 救急救命士病院実習受入促進事業</p> <p>タ 小児集中治療室医療従事者研修事業</p> <p>チ 救急勤務医支援事業</p> <p>ナ 救急患者退院コーディネーター事業</p> <p>シ 救命救急センター運営事業</p>	公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者		
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>ウ 新生児医療担当医確保支援事業</p> <p>エ 地域療育支援施設運営事業</p> <p>オ 日中一時支援事業</p>	<p>都道府県</p> <p>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者(ただし、独立行政法人及び国立大学法人を除く。)</p> <p>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者</p> <p>都道府県</p>		
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア (7)、(エ)以外の看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ (イ)の新人看護職員研修事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>キ 助産師活用推進事業</p> <p>ク (7)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業</p> <p>イ (7)の新人看護職員研修事業</p>	<p>都道府県</p> <p>都道府県</p> <p>都道府県</p> <p>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者(ただし、国立高度専門医療研究センターを除く)</p>		
			(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 総合周産期母子医療センターの運営事業</p> <p>ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業</p>
				<p>都道府県</p> <p>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者</p>
			(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ 協働推進研修事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業</p> <p>キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業</p>
				<p>都道府県</p>

	<p>ア (7) 看護職員専門分野研修</p> <p>ア (8) 看護教員養成講習会事業</p> <p>カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業</p> <p>ク (イ) の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業</p>	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者		
	ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適當と認める者	ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適當と認める者
	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体
(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p> <p>ウ 在宅歯科医療連携室整備事業</p>	都道府県	(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p>
(5) ~ (7) (略)	(略)	(略)	(5) ~ (7) (略)	(略)
(8) 在宅医療推進支援事業	<p>ア 在宅医療推進支援センター事業</p> <p>イ 在宅医療推進連絡協議会</p> <p>ウ 在宅医療従事者研修</p>	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者	(8) 在宅緩和ケア対策推進事業	<p>ア 在宅緩和ケア支援センター事業</p> <p>イ 在宅緩和ケア推進連絡会議</p> <p>ウ 緩和ケアに関する従事者研修</p>
(9) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)
(10) 女性医師等就労支援事業	二	(略)	(10) 勤務医等環境整備事業	<p>ア 短時間正規雇用支援事業</p> <p>イ 医師事務作業補助者設置支援事業</p>

			ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業 エ 女性医師等復職研修・相談事業		
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業 キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 サ 環境調整室設備整備事業 シ 看護師等養成所初度設備整備事業 ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業 セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者 公的団体 都道府県及び指定都市 (ア) 日本赤十字社(イ) 全国厚生農業協同組合連合会(ウ) 社会福祉法人(エ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ) 学校法人及び準学校法人(キ) 一般社団法人及び一般財団法人(カ) 医療法人(カ) 都道府県及び市町村	(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業 キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 サ 環境調整室設備整備事業 シ 看護師等養成所初度設備整備事業 ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業 セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者 公的団体 都道府県及び指定都市 (ア) 日本赤十字社(イ) 全国厚生農業協同組合連合会(ウ) 社会福祉法人(エ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ) 学校法人及び準学校法人(キ) 一般社団法人及び一般財団法人(カ) 医療法人(カ) 都道府県及び市町村
	上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、テ及びト)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、テ及びト)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	

(注1) 別添4参照

(注1) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注3) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

(注4) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。

(注5) (キ) 及び (ク) については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあってはこの限りではない。）、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

（交付額の算定方法）

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から iv により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の (1) から (12) により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の(1)のア、ウ、サ、ツ、テ及びトの事業
ア～イ（略）

(注2) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

(注3) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。

(注4) (キ) 及び (ク) については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあってはこの限りではない。）、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

（交付額の算定方法）

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から iv により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。

なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の (1) から (12) により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の(1)のア、イ、ク、セ、ソ及びタの事業
ア～イ（略）

② 4の(1)のイの事業
ア～イ(略)

③ 4の(1)のエ及びオの事業
(略)

④ 4の(1)のクの事業
ア～イ(略)

⑤ 4の(1)のカ、セ及びソの事業
ア～イ(略)

⑥ 4の(1)のキの事業
ア～イ(略)

⑦ 4の(1)のシの事業
ア～イ(略)

⑧ 4の(1)のケ、コ、ス、チ、ナの事業
ア～ウ(略)

⑨ 4の(1)のタの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② 4の(1)の立の事業
ア～イ(略)

③ 4の(1)のエ及びオの事業
(略)

④ 4の(1)のカの事業
ア～イ(略)

⑤ 4の(1)のキ、サ及びスの事業
ア～イ(略)

⑥ 4の(1)のケの事業
ア～イ(略)

⑦ 4の(1)のニの事業
ア～イ(略)

⑧ 4の(1)のシの事業
ア～ウ(略)

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（(イ) により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア～イ（略）

② 4の(2)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)（略）

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)（略）

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(2)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア～イ（略）

② 4の(2)のイ及びウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)（略）

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)（略）

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

立 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(2)のエの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(2)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑥により算出された額の合計額とする。

① 看護職員資質向上推進事業及び外国人看護師候補者就労研修支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

② 新人看護職員研修事業(新人看護職員研修事業及び医療機関受入研修事業)及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業(就業環境改善支援事業)

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。

① 4の(3)のア及びイの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 新人看護職員研修事業（多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業）、助産師活用推進事業及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業（多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業）

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 病院内保育所運営事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 看護職員確保対策特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

② 4の(3)のウの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 訪問看護推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(削除)

③ 4の(3)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(3)のイ、カ及びキの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

①～② (略)

⑤ 在宅歯科医療連携室整備事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5)～(7) (略)

⑧ 在宅医療推進支援事業

ア～イ (略)

(4) 歯科保健医療対策事業の交付基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

①～② (略)

(5)～(7) (略)

⑧ 在宅緩和ケア対策推進事業

ア～イ (略)

(9) (略)

(10) 女性医師等就労支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業 (別表2の第4欄(1)及び(2)の経費)

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県が補助する事業 (別表2第4欄(3)の経費)

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を選定する。

(ウ) 都道府県が、(イ)により選定された額に1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により選定された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(9) (略)

(10) 勤務医等環境整備事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(10)のア、イ及びエの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(10)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない額を選定する。

(ウ) 都道府県が、(イ)により選定された額に1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により選定された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業
(略)

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アの(ウ)及び(キ)の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業
(ア)～(イ) (略)

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業
(略)

ウ 4の(12)のアの(キ)の事業
(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のウの(ウ)の事業
(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都

(11) 産科医等育成・確保支援事業
(略)

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アの(ウ)の事業を除く)から立、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業
(ア)～(イ) (略)

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業
(略)

立 4の(12)のエの事業
(略)

エ 4の(12)のオの(ウ)の事業
(略)

道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

オ 4の(12)のエの事業
(略)

カ 4の(12)のオの(ウ)の事業
(略)

キ 4の(12)のカからケ及びシからソの事業
(略)

ク 4の(12)のサの事業
(略)

ケ 4の(12)のタの事業
(略)

ミ 4の(12)のテ及びトの事業
(略)

ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後の評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。

iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、

オ 4の(12)のカからケ及びシからソの事業
(略)

カ 4の(12)のサの事業
(略)

キ 4の(12)のタの事業
(略)

ク 4の(12)のテ及びトの事業
(略)

- ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後の評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。
- iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。
- iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並び

iiにかかわらずivにより算出するものとする。

iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1事業分類	2事業区分	3種目	4基準額	5対象経費	6補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	—	(略)	(略)	(略)
	イ 小児初期救急センター運営事業	—	(略)	(略)	(略)
	ウ 小児救急地域医師研修事業	—	(略)	(略)	(略)
	エ 共同利用型病院運営事業	—	(略)	(略)	(略)
	オ 小児救急医療支援事業	—	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1)～(2) (略) (3) 夜間加算(労働基	(略)	(略)

に各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1事業分類	2事業区分	3種目	4基準額	5対象経費	6補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	—	(略)	(略)	(略)
	イ 小児救急地域医師研修事業	—	(略)	(略)	(略)
	ウ 小児初期救急センター運営事業	—	(略)	(略)	(略)
	エ 共同利用型病院運営事業	—	(略)	(略)	(略)
	オ 小児救急医療支援事業	—	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1)～(2) (略) (3) 夜間加算(労働基	(略)	(略)

		<p>準法第37条第1項 及び第3項に定める 割増賃金（時間外（ 125/100以上）及び 深夜（150/100、160 /100又は125/100以 上））を手当してい る場合に限る。） 1地区当たり <u>19,782円</u>×診療日数 (4) 小児救急電話相談 実施加算（都道府県 が委託等により小児 救急電話相談（#8000 ）を実施している場 合に限る。） 1地区当たり <u>14,838円</u>×診療日数 (オンコール体制) (5) (略) (注) (1)～(2) (略)</p>					<p>準法第37条第1項 及び第3項に定める 割増賃金（時間外（ 125/100以上）及び 深夜（150/100、160 /100又は125/100以 上））を手当してい る場合に限る。） 1地区当たり <u>19,770円</u>×診療日数 (4) 小児救急電話相談 実施加算（都道府県 が委託等により小児 救急電話相談（#8000 ）を実施している場 合に限る。） 1地区当たり <u>19,770円</u>×診療日数 (オンコール体制) (5) (略) (注) (1)～(2) (略)</p>		
カ 小児救 急医療拠 点病院運 営事業	一	<p>1か所当たり次の(1) 及び(4)により算出さ れた額の合計額とする 。 (常勤の体制) (1)～(2) (略) (3) 小児救急電話相談</p>	(略)	(略)		キ 小児救 急医療拠 点病院運 営事業	一	<p>1か所当たり次の(1) 及び(4)により算出さ れた額の合計額とする 。 (常勤の体制) (1)～(2) (略) (3) 小児救急電話相談</p>	(略)

		実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。） <u>6,781千円</u> ×運営月数/12 (オンコール体制) (4) (略)					実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。） <u>9,041千円</u> ×運営月数/12 (オンコール体制) (4) (略)	
キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	管制塔病院	(略)	(略)	(略)		ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	(略)	(略)
	支援医療機関	(1) 空床確保経費 1日 1床当たり <u>29,110円</u> (地域において1日8床を限度とする。) (2) (略)	(略)	(略)		支援医療機関	(1) 空床確保経費 1日 1床当たり <u>20,519円</u> (地域において1日8床を限度とする。) (2) (略)	(略)
	支援診療所	(略)	(略)	(略)		支援診療所	(略)	(略)

ク ヘリコ プター等 添乗医師 等確保事 業	一	(略)	(略)	(略)		カ ヘリコ プター等 添乗医師 等確保事 業	一	(略)	(略)	(略)
ケ 受入困 難事業患 者受入医 療機関支 援事業	二	<p>(医療機関を固定する 場合) <u>1日1床当たり</u> <u>29,110円</u></p> <p>(医療機関を固定しな い場合) <u>受入1件当たり</u> <u>8,870円</u></p>	<p>空床確保にかか る経費 以下の式により 算出される額に 確保する空床の 額に確保する空 床の数を乗じて 得た額</p> <p>入院診療収益× <u>(医業費用-材 料費) / 医業費 用 / 病床数 / 3</u></p> <p><u>65日</u></p>	3分の1						
ミ 診療協 力支援事 業	二	<p>1人1回当たり <u>13,570円</u></p>	<p>医師派遣に係る 報酬、給料、職 員手当等、共済 費、賃金、報償 費</p>	3分の1						
サ 救急医 療専門領 域医師研 修事業	一	研修1分野当たり <u>1,594千円</u>	(略)	(略)		タ 救急医 療専門領 域医師研 修事業	一	研修1分野当たり <u>882千円</u>	(略)	(略)

シ 救命救急センタ一運営事業	救命救急センター	1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 ① 30床以上の運営の場合 <u>174,279千円×</u> 運営月数/12 (ただし、30床未満21床以上の運営の場合いは、1床当たり) 5,382千円×運営月数／12を減額する。 ② 20床の運営の場合 <u>125,155千円×</u> 運営月数／12 (ただし、20床未満の運営の場合（平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備	(略)	(略)			
ニ 救命救急センタ一運営事業	救命救急センター	1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 ① 30床以上の運営の場合 <u>174,294千円×</u> 運営月数/12 (ただし、30床未満21床以上の運営の場合いは、1床当たり) 5,382千円×運営月数／12を減額する。 ② 20床の運営の場合 <u>125,165千円×</u> 運営月数／12 (ただし、20床未満の運営の場合（平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備	(略)	(略)			

		<p>されるものに限る。) は、1床当たり<u>3,222千円</u>×運営月数／12を減額する。)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合<u>55,967千円</u>×確保月数／12</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p>				<p>されるものに限る。) は、1床当たり<u>3,354千円</u>×運営月数／12を減額する。)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合<u>55,968千円</u>×確保月数／12</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p>		
	地域救命 救急セン ター	<p>1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10床の運営の場合 <u>98,919千円</u>×運営月数／12 (ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり<u>5,589千円</u>×運営月数／12を加算する。)</p>	(略)	(略)		<p>1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10床の運営の場合 <u>98,946千円</u>×運営月数／12 (ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり<u>4,077千円</u>×運営月数／12を加算する。)</p>	地域救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（消耗品費、消耗備品費、光热水費、燃料費等）、他の費用（研究研修費、図書費等）	3分の1

		(2)～(4) (略)					(2)～(4) (略)			
		⑤ 小児救急専門病床 に医師、看護師を 専任で確保する場 合 <u>55,967千円</u> ×確 保月数／12					⑤ 小児救急専門病床 に医師、看護師を 専任で確保する場 合 <u>55,968千円</u> ×確 保月数／12			
		⑥ (略) (2) (略)					⑥ (略) (2) (略)			
ス 小児救 命救急セ ンター運 営事業	一	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。 (1) <u>213,118千円</u> ×運 營月数／12 (2) 研修事業を行って いる場合 1か所当たり <u>9,007千円</u>	小児救命救急セ ンターの運営に 必要な給与費（ 常勤職員給与費 、非常勤職員給 与費、法定福利 費等）、材料費 (給食材料費、 医薬品費、診療 材料費、医療消 耗器具備品費等)、経費（消耗 備品費、光熱水 費、燃料費等） 、旅費、研究研 修費、図書費等 、減価償却費	3分の1						
セ ドクタ ーへリ導 入促進事 業	一	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。 (1) ドクターへリ運航 経費	(略)	(略)		セ ドクタ ーへリ導 入促進事 業	一	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。 (1) ドクターへリ運航 経費	(略)	(略)

			1か所当たり <u>188,886千円</u> ×運営 月数／12				1か所当たり <u>148,760千円</u> ×運営 月数／12	
		(2) 搭乗医師・看護師 確保経費 1か所当たり <u>17,422千円</u> ×運営月 数／12				(2) 搭乗医師・看護師 確保経費 1か所当たり <u>15,556千円</u> ×運営月 数／12		
		(3) ドクターへリ運航 調整委員会経費 1か所当たり <u>3,522千円</u>				(3) ドクターへリ運航 調整委員会経費 1か所当たり <u>3,523千円</u>		
メ 救急救 命士病院 実習受入 促進事業	一	(略)	(略)	(略)		ス 救急救 命士病院 実習受入 促進事業	一	(略)
タ 小児集 中治療室 医療從事 者研修事 業	二	1か所当たり <u>12,612千円</u>	小児集中治療室 医療従事者研修 事業に必要な給 与費（常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等）、 需用費（消耗品 費、印刷製本費 等）、賃金（事 務職員雇上経費 ）、委託費（上 記経費に該当す るもの。）	2分の1				

チ 救急勤務医支援事業	一	(略)	(略)	(略)	シ 救急勤務医支援事業	一	(略)	(略)	(略)
ツ 自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業	一	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1)～(2) (略) (3) 講習会等経費 1か所当たり ア (略) イ 2年目以降 <u>1,886千円</u> (4) 普及啓発会議等経費 1県当たり <u>800千円</u> (5) 消耗品交換推進事業 1県当たり <u>600千円</u>	(略)	(略)	セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業	一	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)～(2) (略) (3) 講習会等絏費 1か所当たり ア (略) イ 2年目以降 <u>2,668千円</u>	(略)	(略)

			<u>刷製本費)、賃 金(事務職員雇 上経費)</u>							
	テ 救急医 療情報セ ンター(広域災害 ・救急医 料情報シ ステム) 運営事業)	一	(略)	(略)	(略)	ゾ 救急医 療情報セ ンター(広域災害 ・救急医 療情報シ ステム) 運営事業)	一	(略)	(略)	
	ト 救急患 者受入コ ーディネ ーター事 業	一	(略)	(略)	(略)	タ 救急患 者受入コ ーディネ ーター事 業	一	(略)	(略)	
	ナ 救急患 者退院コ ーディネ ーター事 業	二	1か所当たり 9,724千円×事業月 数/12	救急患者退院コ ーディネーター の確保に必要な 給与費(常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費等) 、委託料(上記 経費に該当する もの。)	3分の1					
(2) 周産期 医療対策	ア 周産期 医療対策	一	次の(1)から(7)により 算出された額の合計額	(略)	(略)	(2) 周産期 医療対策	ア 周産期 医療対策	一	次の(1)から(7)により 算出された額の合計額	(略)

			とする。				とする。	
			(1)周産期医療協議会 <u>637千円</u>				(1)周産期医療協議会 <u>455千円</u>	
			(2) (略)				(2) (略)	
			(3)相談事業 ① 専門相談設置費 <u>264千円</u> ×実施月数				(3)相談事業 ① 専門相談設置費 <u>284千円</u> ×実施月数	
			② 啓発普及費 <u>193千円</u>				③ 啓発普及費 <u>256千円</u>	
			(4)周産期医療関係者 の研修事業 874千円				(4)周産期医療関係者 の育成研修事業 874千円	
			(5)周産期医療調査・ 研究事業 <u>1,005千円</u>				(5)周産期搬送シス テム調査・研究事業 <u>889千円</u>	
			(6)NICU入院児支援事 業 <u>5,510千円</u>				(6)N I C U入院児支 援事業 <u>5,519千円</u>	
			(7) (略)	(略)	(略)		(7) (略)	(略)
イ 周産期 母子医療	総合周産 期母子医	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額	(略)	(略)		二	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額	(略)

<p><u>センター</u> 療センタ <u>運営事業</u> 二</p> <p>とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準に当てはめて計算して得た額とする。</p> <p><u>①MFICU運営費</u></p> <p>(ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合</p> $2,008\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$ <p>(イ) (ア)以外の民間病院等の場合</p> $5,883\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$ <p><u>②NICU運営費</u></p> <p>特別交付税措置の対象とならない民間病院等</p> $3,419\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数}/12$ <p><u>③GCU運営費</u></p> <p>特別交付税措置の対象とならない民間病院等</p> $1,584\text{千円} \times \text{病床数} \times$	<p><u>医療センターの運営事業</u></p> <p>とする。</p> <p>(1) 総合周産期母子医療センター</p> <p>1か所につき、次により算出された額</p> <p>MFICU 12床以上の運営の場合</p> <p>70,603千円</p> <p>※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,883千円を減額する。</p> <p>※事業期間が1年に満たない場合は、70,603千円×事業月数/12とする。</p>
---	--

			事業月数/12 (2)搬送受入促進事業 (略)						(2)母体搬送受入促進事業 (略)	
(削除)	地域周産期母子医療センター	二	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準にあてはめて計算して得た額とする。</p> <p>①MFICU運営費 (7)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 8,658千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ)(ア)以外の民間病院等の場合 12,533千円×病床数×事業月数/12</p> <p>②NICU運営費 (7)特別交付税措置の</p>	(略)	(略)	立 地域周産期母子医療センターの運営事業	二	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)地域周産期母子医療センター(NICU及びMFICUをそれぞれ3床以上有する施設に限る。) 1か所につき、次により算出された額 MFICUが6床以上の運営の場合 41,551千円 ※MFICUが6床未満の場合は、 1床あたり6,925千円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、 41,551千円×事業月数/12とする。</p>	(略)	(略)

	<p><u>対象となる公立病院の場合</u> <u>4,887千円×病床数×</u> <u>事業月数/12</u></p> <p>(1) (7)以外の民間病院の場合 <u>8,762千円×病床数×</u> <u>事業月数/12</u></p> <p>③GCU運営費 <u>特別交付税措置の対象とならない民間病院等</u> <u>2,408千円×病床数×</u> <u>事業月数/12</u></p> <p>(2)搬送受入促進事業 (略)</p>				
	<p>(3)母体救命強化加算 <u>産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合</u> <u>17,917千円×事業月数</u></p>	<u>関係診療科等との連携に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費</u>		<p>(2)母体搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円</p>	

		/12とする。 <u>(ただし、地域周産期</u> <u>母子医療センターに</u> <u>ついては、都道府県</u> <u>内に所在する総合周</u> <u>産期母子医療センタ</u> <u>ーが母体救命強化加</u> <u>算の要件を満たさな</u> <u>い場合に限る。)</u>					
二 新生児 医療担当 医確保支 援事業		<u>新生児1人あたり</u> <u>10,000円</u> <u>(NICU入院初日のみ)</u>	<u>NICUにおいて新</u> <u>生児を担当する</u> <u>医師の処遇改善</u> <u>を目的として支</u> <u>給されるNICUに</u> <u>入院する新生児</u> <u>に応じて支給さ</u> <u>れる手当（新生</u> <u>児担当医手当等</u>)	<u>3分の1</u>			
二 地域療 育支援施 設運営事 業		<u>1か所につき、</u> <u>次により算出された額</u> <u>23,655千円×事業月</u> <u>数/12</u> <u>※4床以上整備する場</u> <u>合は、</u> <u>1床あたり7,885千円</u> <u>を増額する。</u> <u>(ただし10床を限度と</u> <u>する。)</u>	<u>地域療育支援施</u> <u>設運営事業に必</u> <u>要な報酬、給料</u> <u>、賃金、職員手</u> <u>当等、共済費、</u> <u>旅費、需用費（</u> <u>消耗品費、燃料</u> <u>費、食糧費、印</u> <u>刷製本費、光熱</u> <u>水費、修繕料、</u> <u>医薬材料費、給</u> <u>食材料費、職員</u> <u>被服費、運営事</u>	<u>2分の1</u>			

			<u>務費)、役務費 (通信運搬費) 、委託料、使用 料及び賃借料、 備品購入費、減 価償却費</u>			
<u>才 日中一 時支援事 業</u>		<u>(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円</u>	<u>日中一時支援事 業に必要な 次に掲げる経費 (1) 病床確保 に係る経費 報酬、給料、賃 金、職員手当等 、共済費、旅費 、需用費(消耗 品費、燃料費、 食糧費、印刷製 本費、光热水費 、修繕料、医薬 材料費)、役務 費(通信運搬費)、委託料、使 用料及び賃借料 、備品購入費、 減価償却費</u>	<u>3分の1</u>		
		<u>(2) 看護師等確保經 費 看護師 1日6,350円 看護助手等 1日5,320円</u>	<u>(2) 看護師等 確保に必要な報 酬、給料、職員 手当等、共済費 、賃金、報償費 (患者を受け入 れた場合に限る</u>			

(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	一	次の(1)から(8)により算出された額の合計額とする。 (1) 看護職員専門分野研修 受講者1人あたり 105千円	看護職員専門分野研修の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料（上記経費に該当するもの。）	定額	(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	一
			(2) 中堅看護職員実務研修 次のア及びイの合計額とする。 ア 短期研修 1実施単位当たり 604千円 イ 中期研修 1か所当たり 3,192千円	中堅看護職員実務研修の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）		(1) 専任教員再教育事業 1,208千円	専任教員再教育事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）	定額
			(3) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業 次のア及びイの合計額とする。 ア がん 1,966千円 イ 糖尿病	専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）		(2) 看護教員養成講習会事業 ア 定員45人以上 5,401千円 イ 定員30人以上45人未満 5,274千円	看護教員養成講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
						(3) 実習指導者講習会事業 2,178千円	実習指導者講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
						(4) 看護職員臨床技能向上推進事業 次のア及びイの合計額とする。 ア 看護職員専門分野研修 1コースあたり	看護職員臨床技能向上推進事業（看護職員専門分野研修）の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料（	

		1,966千円	<u>役務費（通信 運搬費）、使用 料及び賃借料、 委託料（上記経 費に該当するも の。）</u>					
(4) 看護教員養成講習会事業			看護教員養成講習会事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）					
次のア～エの合計額とする。								
ア 看護教員養成講習会								
1か所当たり								
7,056千円								
受講者30人以上1人								
増す毎に								
230千円								
イ 教務主任養成講習会								
受講者1人につき								
404千円								
ウ 保健師・助産師教員養成講習会								
受講者1人につき								
280千円								
エ 他県受入加算								
受入人数1人ごとに								
20千円								
		5,191千円	上記経費に該当するもの。）					
イ 中堅看護職員実務研修			看護職員臨床技能向上推進事業					
(ア) 短期研修								
1実施単位当たり			(中堅看護職員実務研修) の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）					
604千円								
(イ) 中期研修								
1か所当たり								
3,192千円								

(5) 看護教員継続研修事業	看護教員継続研修事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）
1,219千円	
(6) 実習指導者講習会事業	実習指導者講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）
2,178千円	
(7) 協働推進研修事業	協働推進研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）
6,398千円	
(8) 潜在看護職員復職研修事業	潜在看護職員復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費
1,481千円	

			<p>、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>				
イ 新人看護職員研修事業	二	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。	(1) 研修経費 ア 新人看護職員が1名のとき <u>440千円</u>	2分の1	イ 協働推進研修事業	1か所当たり 14,893千円	協働推進研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）

		630千円	<u>必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雜役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</u>				
(2)	<u>教育担当者経費</u>						
	<u>新人看護職員が5名以上のとき、5名ごとに</u>	215千円	<u>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</u>				
	(注)						
	<u>新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における在職者数とし、上限を70名とする</u>						
(3)	<u>医療機関受入研修事業</u>	<u>ア 1名～4名を受け</u>	<u>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当</u>				

<u>入れる場合</u>	<u>者経費（謝金、人件費、手当）</u>
<u>1施設当たり</u>	<u>113千円</u>
<u>イ 5名～9名を受け入れる場合</u>	<u>品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）</u>
<u>1施設当たり</u>	<u>226千円</u>
<u>ウ 10名～14名を受け入れる場合</u>	<u>使用料及び賃借料、備品購入費</u>
<u>1施設当たり</u>	<u>566千円</u>
<u>エ 15～19名を受け入れる場合</u>	
<u>1施設当たり</u>	<u>849千円</u>
<u>オ 20名以上受け入れる場合</u>	
<u>1施設当たり</u>	<u>1,132千円</u>
<u>カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合</u>	
<u>1名増すごとに</u>	<u>45千円</u>
<u>(注)</u>	
<u>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</u>	
<u>2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人と</u>	

し、上限は30人とする。
なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

次の(4)から(6)により算出された額の合計額とする

(4) 多施設合同研修事業

業

2,019千円

多施設合同研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雜役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費（演習用に限る。）、委託料（上記経費に該当するもの。）

(5) 研修責任者研修事業

業

2,343千円

研修責任者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運

			<p><u>搬費、雑役務費</u> <u>)、使用料及び</u> <u>賃借料、委託料</u> <u>(上記経費に該</u> <u>当するもの。)</u></p> <p><u>(6) 新人看護職員研修</u> <u>推進事業</u> <u>次のア及びイの合計額</u> <u>とする</u></p> <p><u>ア 協議会経費</u> <u>4,615千円</u></p> <p><u>イ アドバイザーパ</u> <u>造経費</u> <u>340千円</u></p> <p><u>新人看護職員研修推進事業の実施に必要な賃金</u> <u>、報償費、委員</u> <u>等旅費、需用費</u> <u>(消耗品費、印</u> <u>刷製本費、会議</u> <u>費)、役務費(</u> <u>通信運搬費、雑</u> <u>役務費)、使用</u> <u>料及び賃借料、</u> <u>委託料(上記経</u> <u>費に該当するも</u> <u>の。)</u></p>						
ウ 病院内 保育所運 営事業	一	各病院内保育施設につき、(1)により算定した基本額より別添3に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。 (1) 基本額	病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	3分の1	ウ 病院内 保育所運 営事業	一	各病院内保育施設につき、(1)により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除した額に、別に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。 (1) 基本額	病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	3分の1

			<p>ア A型特例 1人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>イ A型 2人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>ウ B型 4人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>エ B型特例 6人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>(2) 加算額</p> <p>ア 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p> <p>イ 病児等保育を行っている施設 193,070円×運営月数</p> <p>ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p> <p>エ 専門的保育を行っている施設 10,930円×運営日数</p>						<p>ア A型特例 1人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>イ A型 2人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>ウ B型 4人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>エ B型特例 6人×180,800円×</p> <p>運営月数</p> <p>(2) 加算額</p> <p>ア 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p> <p>イ 病児等保育を行っている施設 193,070円×運営月数</p> <p>ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p>			
	エ 看護職員確保対策特別事業	-	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な額	定額			エ 看護職員確保対策特別事業	-	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な額	定額

			業 酬、賃金、報償 費、旅費（外國 旅費を含む。） 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、食糧費（会 議費）、光熱水 費）、役務費（ 通信運搬費、保 険料、広告料） 、委託料、使用 料及び賃借料、 備品購入費		業 酬、賃金、報償 費、旅費（外國 旅費を含む。） 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、食糧費（会 議費）、光熱水 費）、役務費（ 通信運搬費、保 険料、広告料） 、委託料、使用 料及び賃借料、 備品購入費	
オ 訪問看 護推進事 業	二	次の(1)から(10)によ り算出された額の合計 額とする。 <u>(1) 訪問看護推進協議 会</u> 次のアからウにより算 出された額の合計額と する。 <u>ア 訪問看護推進協 議会経費</u> 531千円 <u>イ 事務局(訪問看護 推進室)経費</u> 2,581千円 (ただし、新規に設置 する事務局(訪問看護 推進室)にあっては、 上記金額に運営月数／ 12を乗じて得た額とす	2分の1 訪問看護推進協 議会及び事務局 (訪問看護推進 室)の運営に必 要な報酬、賃金 、報償費、旅費 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、会議費）、 役務費（通信運 搬費）、使用料 及び賃借料、委 託料（上記経費 に該当するもの 。）	(ア) 訪 問看護推 進協議会	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。 <u>(1) 訪問看護推進協議 会経費</u> 531千円 <u>(2) 事務局(訪問看護 推進室)経費</u> 2,581千円 (ただし、新規に設置 する事務局(訪問看護 推進室)にあっては、 上記金額に運営月数／ 12を乗じて得た額とす	2分の1 訪問看護推進協 議会及び事務局 (訪問看護推進 室)の運営に必 要な報酬、賃金 、報償費、旅費 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、会議費）、 役務費（通信運 搬費）、使用料 及び賃借料、委 託料（上記経費 に該当するもの 。）

		る。)			る。)
（イ） 実態調査費 1,834千円	実態調査に必要な賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）		（3） 実態調査費 1,828千円	実態調査に必要な賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
（2） 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 次のア及びイにより算出された額の合計額とする。 ア 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,258千円 イ 医療機関の看護師の研修 319千円	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）		（イ） 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 （1） 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,258千円 （2） 医療機関の看護師の研修 958千円	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
（3） 在宅ターミナルケア研修 1か所当たり 247千円	在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通		（ウ） 在宅ターミナルケア研修 1か所当たり 247千円	在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通	2分の1

		信運搬費)、使 用料及び賃借料 、委託料(上記 経費に該当する もの。)			信運搬費)、使 用料及び賃借料 、委託料(上記 経費に該当する もの。)
(4) 在宅ターミナルケ アドバイザー派遣 事業	1か所当たり 665千円	在宅ターミナル ケアアドバイザ ー派遣の実施に 必要な賃金、報 償費、旅費、需 用費(印刷製本 費)、役務費(通 信運搬費)、委 託料(上記経 費に該当するも の。)	(二) 在 宅ターミ ナルケア アドバイ ザ派遣 事業	1か所当たり 665千円	在宅ターミナル ケアアドバイザ ー派遣の実施に 必要な賃金、報 償費、旅費、需 用費(印刷製本 費)、役務費(通 信運搬費)、委 託料(上記経 費に該当するも の。)
(5) 在宅ターミナルケ ア等普及事業	次のア及びイにより算 出された額の合計額と する。 ア フォーラム等開 催経費 1,172千円 イ 普及啓発パンフ レット 2,668千円	在宅ターミナル ケア等普及事業 の実施に必要な 賃金、報償費、 旅費、需用費(消 耗品費、印刷 製本費)、役務 費(通信運搬費) 、使用料及び 賃借料、委託料 (上記経費に該 当するもの。)	(オ) 在 宅ターミ ナルケア 等普及事 業	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。 (1) フォーラム等開催 経費 1,428千円 (2) 普及啓発パンフレ ット 3,341千円	在宅ターミナル ケア等普及事業 の実施に必要な 賃金、報償費、 旅費、需用費(消 耗品費、印刷 製本費)、役務 費(通信運搬費) 、使用料及び 賃借料、委託料 (上記経費に該 当するもの。)
(6) 在宅ターミナルケ ア等地域連携会議	在宅ターミナル ケア等地域連携	(カ) 在 宅ターミ			在宅ターミナル ケア等地域連携

	<u>1か所当たり</u> 661千円	会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）		<u>ナルケア</u> <u>等地域連携会議</u>	<u>1か所当たり</u> 661千円	会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(7) <u>訪問看護管理者研修事業</u>	796千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）		<u>(キ) 訪問看護管理者研修事業</u>	<u>1か所当たり</u> 796千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(8) <u>高度在宅看護技術実務研修事業</u>	2,436千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費		<u>(ク) 高度在宅看護技術実務研修事業</u>	<u>1か所当たり</u> 2,436千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費

)、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

(9) 医療型多機能サー

ビスの展開に向けた
訪問看護充実の検討

5,415千円

医療型多機能サ
ービスの展開に
向けた訪問看護
充実の検討の実
施に必要な賃金
、報償費、旅費
、需用費（消耗
品費、印刷製本
費、会議費）
役務費（通信運
搬費）、使用料
及び賃借料、備
品購入費、委託
料（上記経費に
該当するもの。
)

(10) 医療依存度の高

い在宅療養者に対
する訪問看護・訪
問介護一体型事業

2,406千円

医療依存度の高
い在宅療養者に
対する訪問看護
・訪問介護一体
型事業の実施に
必要な賃金、報
償費、旅費、需
用費（消耗品費
、印刷製本費、

)、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

			<u>会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</u>					
<u>カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業</u>	二	次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日本語習得支援事業 候補者等1人当たり <u>117千円</u> (2) 就労研修支援事業 1か所当たり <u>295千円</u>	定額		<u>カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業</u>	二	<u>1か所当たり</u> <u>18,141千円</u> <u>会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</u>	<u>院内助産所・助産師外来の開設のための医療機関管理者及び助産師研修の実施に必要な資金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</u>
<u>キ 助産師活用推進事業</u>	二	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1) 助産師活用推進協	<u>助産師活用推進協議会の実施に必要な資金、報償費、旅費、需</u>	<u>2分の1</u>	<u>キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業の実施に必要な資</u>	二	<u>1か所当たり</u> <u>2,375千円</u>	<u>助産師活用地域ネットワークづくり推進事業の実施に必要な資</u>

議会	<u>1,728千円</u>	用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	り推進事業	金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料
(2) 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業	<u>2,161千円</u>	院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）		
(3) 潜在助産師復職研修事業	<u>3,061千円</u>	潜在助産師復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬		

			<u>費)、委託料(上記経費に該当するもの。)</u>		
		(4) 助産所管理者研修事業 599千円	助産所管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)		
ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	二	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 多様な勤務形態導入研修事業 825千円	2分の1 多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)		

			(2) 多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業 次のア及びイの合計額とする ア 相談窓口設置経費 <u>1,798千円</u> イ アドバイザー派遣経費 <u>258千円</u>	多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業の実施に必要な謝金、委員等旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)					
			(3) 就業環境改善支援事業 <u>2,331千円</u>	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費(人件費、法定福利費)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費)					
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 802 0運動推進特別事業	政策的事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、食糧費、役務費(通信運搬費、	10分の10	(4) 歯科保健医療対策事業	ア 802 0運動推進特別事業	一般 厚生労働大臣が必要と認めた額 8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、食糧費、役務費(通信運搬費、	2分の1

		広告料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記に該当するもの(備品購入費を除く。)に限る。)				広告料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記に該当するもの(備品購入費を除く。)に限る。)	
その他事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、食糧費、役務費(通信運搬費、広告料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記に該当するもの(備品購入費を除く。)に限る。)	2分の1	特別	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、食糧費、役務費(通信運搬費、広告料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記に該当するもの(備品購入費を除く。)に限る。)	10分の10
イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	一 1か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)	定額	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	一 1か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)	定額

ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	二	1か所当たり 8,167千円	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な給料、賃金、旅費、需用費（会議費）、使用料及び賃借料、医療機器購入費、委託料（上記に該当するものに限る。）	定額					
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	一	公的病院特殊診療部門 民間病院特殊診療部門	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	一	公的病院特殊診療部門 民間病院特殊診療部門	(略) (略)
(6) 院内感染地域支援ネットワーク	一	一	1地域当たり 1,257千円	(略)	(略)	(6) 院内感染地域支援ネットワーク	一	一	1地域当たり 1,304千円
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	一	一	(略)	(略)	(略)	(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	一	一	(略)

(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業	一	1か所当たり <u>8,697千円</u>	在宅医療推進支援センター事業に必要な給与費（非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）		(8) 在宅緩和ケア対策推進事業	ア 在宅緩和ケア対策推進支援センター事業	一	1か所当たり <u>8,695千円</u>	在宅緩和ケア支援センター事業に必要な給与費（非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	(略)
イ 在宅医療推進連絡協議会	一	(略)	(略)	在宅医療推進連絡協議会の実施に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	(略)	イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会	一	(略)	在宅緩和ケア推進連絡協議会の実施に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	(略)	

	ウ 在宅医療従事者研修	一	(略)	在宅医療従事者研修の実施に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	(略)		ウ 緩和ケアに関する従事者研修	一	(略)	緩和ケアに関する従事者研修の実施に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	(略)	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	一	1か所当たり <u>5,170千円</u>	(略)	(略)		(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	一	1か所当たり <u>5,160千円</u>	(略)	(略)
	イ 医師派遣等推進事業	一	(略)	(略)	(略)			イ 医師派遣等推進事業	一	(略)	(略)	(略)
	ウ 患者・家族対話推進懇談会等事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	(略)	(略)	(略)			ウ 患者・家族対話推進懇談会等事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	(略)	(略)	(略)
	院内相談員養成研修事業	院内相談員養成研修事業	1か所あたり <u>1,329千円</u>	(略)	(略)			院内相談員養成研修事業	1か所あたり <u>1,328千円</u>	(略)	(略)	(略)

(10)女性医師等就労支援事業					(10)勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業	一	1か所当たり次により算出された額 月額426千円×事業月数	短時間正規雇用支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託療（上記経費に該当するもの。）	3分の1
					イ 医師事務作業補助者設置支援事業	一	1か所当たり次により算出された額	医師事務作業補助者設置支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1	
					ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業	一	1か所当たり 20,000千円	女性医師等就労環境改善緊急対策事業に必要な給与費（常勤職員給与、非常勤職員給与、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、委員等旅	2分の1	

								費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
二	一	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。	女性医師等就労支援事業に必要な次に掲げる経費	2分の1	エ 女性医師等復職研修・相談事業	一	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。	女性医師等復職研修・相談事業に必要な次に掲げる経費
		(1) <u>相談窓口経費</u> 6,484千円	事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図				(1) 事務局経費 9,860千円	事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図

		書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)		書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)
(2) 病院研修経費 1か所当たり <u>8,029千円</u>	病院において受け入れた医師に係る研修を行うために必要な次の経費 (1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当 (2) 賃金(指導医に係る補助者雇上経費) (3) 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費 (4) 委託料(上記(1)~(3)の経費に該当するもの)	(2) 病院経費 1か所当たり <u>8,097千円</u>	病院において受け入れた医師に係る研修を行うために必要な次の経費 (1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当 (2) 研修プログラム責任者にかかる謝金、人権費、手当 (3) 賃金(指導医及び研修プログラム責任者に係る補助者雇上経費) (4) 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費 (5) 委託料(上記(1)~(4)の経費に該当するもの)	

			(3) 就労環境改善経費 1か所あたり <u>12,000千円</u>	就労環境改善に取り組むために必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雜役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの）					
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等育成・確保支援事業	一	(略)	(略)	(略)	(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等育成・確保支援事業	一	(略)
	イ 産科医等育成支援事業	一	(略)	(略)	(略)		イ 産科医等育成支援事業	一	(略)
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア)～(カ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア)～(カ) (略)	(略)	(略)
	(イ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1か所当たり <u>11,025千円</u>	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1		ア (ア)～(カ) (略)	(略)	(略)

	イ 小児救急遠隔医療	遠隔医療	(略)	(略)	(略)
	ウ (ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エ～ト (略)	医療機器 育支援施設設備整備事業	<u>1か所当たり</u> <u>3,150千円×病床数</u> <u>(※ただし10床分を限度とする)</u>	<u>地域療育支援施設として必要な医療機器等の備品購入費</u>	<u>2分の1</u>

別表3

	イ 小児救急遠隔医療	遠隔医療	(略)	(略)	(略)
	ウ (ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エ～ト (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数a	4 係数b
(1) 救急医療対策事業			
	イ 小児初期救急センター運営事業	3分の2	2分の1
	エ 共同利用型病院運営事業		
	オ 小児救急医療支援事業		
	キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業		
	ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業		
	ケ 受入困難事案患者受入医療機		

1 事業分類	2 事業区分	3 係数a	4 係数b
(1) 救急医療対策事業	ウ 小児初期救急センター運営事業	3分の2	2分の1
	エ 共同利用型病院運営事業		
	オ 小児救急医療支援事業		
	カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業		
	キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業		
	ニ 救命救急センター運営事業		

	関支援事業 ニ 診療協力支援事業 シ 救命救急センター運営事業						
(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1	(2) 周産期医療対策事業等	イ 総合周産期母子医療センターの運営事業 ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業	3分の2	2分の1
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	3分の2	2分の1
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 (キ) 小児集中治療室設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ (ア) 基幹災害医療センター設備整	3分の2	2分の1	(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	3分の2	2分の1
				(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ (ア) 基幹災害医療センター設備整	3分の2	2分の1

備事業			備事業		
(イ) 地域災害医療センター設備整備事業			(イ) 地域災害医療センター設備整備事業		
コ 院内感染対策設備整備事業			コ 院内感染対策設備整備事業		
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業			チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業		
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業			ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業		
テ 医療機関アクセス支援車整備事業			テ 医療機関アクセス支援車整備事業		
ト 在宅歯科診療設備整備事業			ト 在宅歯科診療設備整備事業		
イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業		
ア 小児救急電話相談事業	A (略)	
イ 小児初期救急センター運営事業		
ウ 小児救急地域医師研修事業		
エ 共同利用型病院運営事業		
オ 小児救急医療支援事業		
カ 小児救急医療拠点病院運営事業		
キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業		
ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業		
ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業		
コ 診療協力支援事業		

別表4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業		A (略)
ア 小児救急電話相談事業		
イ 小児救急地域医師研修事業		
ウ 小児初期救急センター運営事業		
エ 共同利用型病院運営事業		
オ 小児救急医療支援事業		
カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業		
キ 小児救急医療拠点病院運営事業		
ク 救急医療専門領域医師研修事業		
ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業		
コ 救命救急センター運営事業		

	<p>サ 救急医療専門領域医師研修事業 シ 救命救急センター運営事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターへリ導入促進事業</p> <p>ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事業 チ 救急勤務医支援事業 ツ 自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業 テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業 ト 救急患者受入コーディネーター事業 ナ 救急患者退院コーディネーター事業</p>		<p>サ ドクターへリ導入促進事業 シ 救急勤務医支援事業 ス 救急救命士病院実習受入促進事業 セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業 ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業 タ 救急患者受入コーディネーター事業</p>
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業 イ 周産期母子医療センター運営事業 ウ 新生児医療担当医確保支援事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業</p>		<p>(2) 周産期医療対策事業等</p> <p>ア 周産期医療対策事業 イ 総合周産期母子医療センターの運営事業 ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業</p>
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業 イ 新人看護職員研修事業 ウ 病院内保育所運営事業 エ 看護職員確保対策特別事業 オ 訪問看護推進事業 カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業 キ 助産師活用推進事業</p>	B (略)	<p>(3) 看護職員確保対策事業</p> <p>ア 看護職員資質向上推進事業 イ 協働推進研修事業 ウ 病院内保育所運営事業 エ 看護職員確保対策特別事業 オ 訪問看護推進事業 カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業 キ 助産師活用地域ネットワークづくり</p>

		り推進事業	
	ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業		
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	C (略)	(4) 歯科保健医療対策事業 ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	一		(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	一		(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	一		(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業
(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修		(8) 在宅緩和ケア対策推進事業 ア 在宅緩和ケア支援センター事業 イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会 ウ 緩和ケアに関する従事者研修
(9) 地域医療対策事業	(略)		(9) 地域医療対策事業 (略)
(10) 女性医師等就労支援事業	二		(10) 勤務医等環境整備事業 ア 短時間正規雇用支援事業 イ 医師事務作業補助者設置支援事業 ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業 エ 女性医師等復職研修・相談事業
(11) 産科医等育成・確保支援事業	(略)		(11) 産科医等育成・確保支援事業 (略)
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) ~ (カ) (略) イ 小児集中治療室設備整備事業 イ (略)	D (略)	(12) 医療提供体制設備整備事業 ア (ア) ~ (カ) (略) イ (略)
			C 地域医療確保等対策(運営費)
			D 地域医療確保等対策(設備費)

ウ (ア)～(イ) (略) <u>(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業</u>	
エ～ト (略)	
シ～タ (略)	E (略)

別表5～別表8 (略)

8～16 (略)

(別添1)～(別添2) (略)

(別添3)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

1 (1) 保育料収入相当額は、標準保育料と10,000円の差に保育月数を乗じた金額の合計額とする。ただし、10,000円を下限として、年齢順位による標準保育料の扱いは表2のとおりとする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表3のとおりである。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		標準保育料（月額）
階層区分	定義	
第1階層	<u>生活保護法による被保護世帯（単結世帯を含む）及び中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受</u>	二

ウ (ア)～(イ) (略)	
エ～ト (略)	
シ～タ (略)	E (略)

別表5～別表8 (略)

8～16 (略)

(別添1)～(別添2) (略)

追加 (別添3)

給世帯			
第2階層	第1階層及び 第4～第7階 層を除き、前 年度分の市町 村民税の額の 区分が次の区 分に該当する 世帯	市町村民税非課税世帯	10,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	14,000円
第4階層	第1階層を除 き、前年分の 所得税課税世 帯であって、 その所得税の 額の区分が次 の区分に該当 する世帯	40,000円未満	20,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	27,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	35,000円
第7階層		413,000円以上	45,000円

表1 標準保育料表

年齢順位	標準保育料
第1子相当	標準保育料表に定める額
第2子相当	標準保育料表に定める額×0.5
第3子相当	標準保育料表に定める額×0.1

表2 年齢順位による係数

種別	保育児童
A型特例	2人

A型	5人
B型	10人
B型特例	15人

表3 上限人数

注) (1) 表1の第3階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。

また、表1の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- ① 所得税法第78条第2項第1号、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - ② 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
 - ③ 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- (2) 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる標準保育料及び控除保育料とする。

- ① 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - (イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第

45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

- (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- ③ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると都道府県の長が認めた世帯。

区分	標準保育料(月額)	控除保育料(月額)
第3階層	13,000円	3,000円

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額(医療提供体制推進事業費補助金交付前の額)で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費=保育士等の数×標準人件費+その他の経費

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日(土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入する。)とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人

件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額 3,146,000円

3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

(別添4)

追加(別添4)

◎ 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

-抜粋-

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあっては総務

大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに關し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

別紙1～5（略）

別紙1～5（略）

別紙 1

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成22年度医療提供施設等の整備に関する計画の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

1 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画（事業計画） 別紙1-1のとおり

2 事業の実施に要する経費に関する調書 別紙1-2のとおり

3 添付書類

- ・整備施設の概要及び運営方法を記載した資料
- ・別表2の第5欄に掲げる対象経費の支出予定額を証する資料
- ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
- ・その他参考となるべき資料

医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に関する計画（事業計画）

(都道府県名)

1. 事業計画の概要（医療提供体制設備整備事業以外の事業）

配分調整分類	事業区分	施設（地区又は市町村）の名称	施設の設置主体

2. 事業計画の概要（医療提供体制設備整備事業）

配分調整分類	事業区分	施設の名称	該当する4疾病5事業	設置主体	優先順位

※「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類を記載すること。

※「事業区分」欄には、別表4の第2欄に定める事業区分を記載すること。

※「該当する4疾病5事業」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類が「D 地域医療確保等対策（設備費）」の場合にのみ記載すること。

3. 設備整備の目的

※当該事業計画に掲げられている設備整備の目的、必要性、設備整備による効果等を記入すること。また、必要に応じ、資料を添付すること。

4. 都道府県整備現況

※当該事業の都道府県における整備状況とその充足度等を、具体的な数値を用いて記載すること。

5. 整備後状況見込

※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度達成見込等を、具体的な数値を用いて記載すること。

6. 医療計画における事業計画の位置づけ

事業の実施に要する経費に関する調書（医療提供体制推進事業費補助金）

(都道府県名)

(作成要領)

- 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
 - 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
 - (A) 欄から(I) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(J) 欄を算出すること。
 - (E) 欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業においては「診療収入額及び寄付金」と読み替えるものとする。
 - 「備考」欄は記入しないこと。

事業の実施に要する経費に関する調書 (医療提供体制推進事業費補助金)

(都道府県名)

配分調整分類	事業区分	施設の名称	別表2の第3欄 に定める種目	別表2の第4欄 に定める基準 額	別表2の第5欄 に定める対象 経費の支出予 定額 (A)	市町村 補助額 (B)	送定額 (C)	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除 した額 (D)	別表3の第 3欄に定め る係数a (E)	都道府県 補助額 (F)	別表2の第6欄 に定める補助 率又は別表3 の第4欄に定 める係数b (H)	交付額 (I)	備考
			円	円	円	円	円	円		円		千円	
小計													
小計													
小計													
小計													
合計													

(作成要領)

- 1 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
- 2 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- 3 (A) 欄から (H) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(I) 欄を算出すること。
- 4 「備考」欄は記入しないこと。

別添様式(1~2関係)

平成21年度医療提供体制推進事業費交付要綱別表6、別表7関係

別表6 事業内容別の医療機関に関する評価事項(35点満点)

都道府県名:

補助事業名:

医療機関名:

小計1+2

合計

1. 医療連携体制の構築に関する評価事項(20点満点)

求められる医療機能	医療計画への医療機関名の記載状況	
	整備後記載予定 (圏域内で初めて整備するものに限る)	記載済み又は整備後記載予定 (圏域内で2番目以降に整備するもの)
【4疾病】	+10点	+5点
がん	+10点	+5点
専門的な診療機能	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
脳卒中	+10点	+5点
救急医療の機能	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
急性心筋梗塞	+10点	+5点
救急医療の機能	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
糖尿病	+5点	
各医療機能	+5点	
【5事業】		
救急医療		
救命救急医療機関の機能 (救命救急センター)	+10点	
入院を要する救急医療の機能 (病院群輪番制病院等二次救急医療施設)	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
災害時における医療	+10点	+5点
災害拠点病院としての機能	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
べき地の医療	+10点	+5点
べき地診療の支援医療の機能 (べき地医療拠点病院)	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
周産期医療	+10点	+5点
総合周産期医療の機能 (総合周産期母子医療センター)	+10点	+5点
地域周産期医療の機能 (地域周産期医療センター)	+10点	+5点
正常分娩の機能 (院内助産所・助産師外来)	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
小児医療(小児救急)	+10点	+5点
小児の救命救急医療の機能 (小児救急医療拠点病院等)	+10点	+5点
初期小児救急の機能 (小児初期救急センター)	+10点	+5点
その他の医療機能	+5点	
【その他】		
都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	+5点	
【医師派遣】		
医師派遣病院診療体制強化設備整備事業について、上記にかかわらず	+20点	
小計		

* 整備内容が複数の事業に該当する場合には、主たる事業により評価を行うこと(上表のいずれか一か所に点数を記入する。)。

2. 医師確保対策への協力に関する評価事項(15点満点)

医師派遣の実績

都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づくもの 年間3人以上	+10点
同1人以上3人未満	+5点
都道府県のその他の機関、委員会等の派遣要請に基づくもの 年間1人以上	+5点
小計	

* 代診医の派遣等短期の派遣については、年間の派遣日数の合計により常勤換算すること(常勤1人=派遣日数の合計が245日)

* 上表の該当するか所すべてに点数を記入すること。

別表7 都道府県の医療計画及び医師確保対策の推進に関する評価事項(15点満点)

都道府県名:

医療機関名:

補助事業名:

【医療計画の推進】(5点満点)	小計	
医療連携体制推進事業の取組状況		
事業内容(種類)の評価		
地域医療連携パスの作成	十 1点	
IT等の活用による住民への情報提供	十 1点	
IT等の活用による診療連携体制の構築	十 1点	
医療従事者向けの研修会の実施	十 1点	
その他	十 1点	
【医師確保対策の推進】(10点満点)	小計	
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数		
年間20人以上	十 5点	
同10人以上	十 2点	
大学医学部における地域枠の設定状況		
設定済み	十 1点	
医学部学生等への修学資金支援状況		
実施済み	十 1点	
自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身 都道府県定着率		
80%以上	十 1点	
ドクターバンクの設置状況		
設置済み	十 1点	
小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う 連携強化病院設置状況		
設置済み	十 1点	
合 計		

* 代診医の派遣等短期の派遣については、年間の派遣日数の合計により常勤換算すること
(常勤1人=派遣日数の合計が245日)。

* 上表の該当するか所すべてに点数を記入すること。

別紙2

番号
年月

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成22年度医療提供体制推進事業費補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画
別紙2-1のとおり
- 3 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書
別紙2-2のとおり
- 4 添付書類
 - ・都道府県の歳入歳出予算書（見込書）の抄本
 - ・その他参考となるべき資料

医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に関する計画（変更後の事業計画）

(都道府県名)

1. 事業計画の概要

※「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類を記載すること。

※「事業区分」欄には、別表4の第2欄に定める事業区分を記載すること。

2. 設備整備の目的

※当該事業計画に掲げられている設備整備の目的、必要性、設備整備による効果等を記入すること。また、必要に応じ、資料を添付すること。

3. 都道府県整備現況

※当該事業の都道府県における整備状況とその充足度等を、具体的な数値を用いて記載すること。

4 整備後狀況見述

※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度達成見込等を、具体的な数値を用いて記載すること。

5. 医療計画における事業計画の位置づけ

交付対象事業の実施に要する経費に関する調書

(都道府県名)

(作成要領)

- 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
 - 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
 - (A) 欄から(I) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(J) 欄を算出すること。
 - (E) 欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業においては「診療収入額及び寄付金」と読み替えるものとする。
 - 「備考」欄は記入しないこと。

交付対象事業の実施に要する経費に関する調書

(都道府県名)

(作成要領)

- 「記分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる記分調整分類を記載すること。
 - 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
 - (A) 欄から(H) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(I) 欄を算出すること。
 - 「備考」欄は記入しないこと。

別紙3

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成22年度医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日 厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた平成21年度医療提供体制推進事業費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 度医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画（事業計画実績） 別紙3-1のとおり
- 3 医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳 別紙3-2のとおり
- 4 添付書類
 - ・契約書の写し及び検収調書の写し
 - ・都道府県の歳入歳出決算書（見込書）抄本
 - ・その他参考となるべき資料

医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に関する計画（事業計画実績）

(都道府県名)

1. 事業計画の概要

※「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類を記載すること。

※「事業区分」欄には、別表4の第2欄に定める事業区分を記載すること。

2. 整備後の状況（充足度合）

※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度合等を、具体的な数値を用いて記載すること。また、必要に応じ、資料を添付すること。

3. 次年度事業計画への反映

※「2. 整備後の状況(充足度合)」を踏まえ、次年度の事業計画にどのように反映させるのが記載すること。

内訳額算精算補助費事業事業推進体制提供体制

（都道府県名）

《作成要領》

- 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
 - 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
 - (A) 欄から(I) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(J) 欄を算出すること。
 - (E) 欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業においては「診療収入額及び寄付金」と読み替えるものとする。
 - 「備考」欄は記入しないこと。

医疗提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳

（都道府県名）

(你成爲何)

- 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
 - 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
 - (A) 欄から(H) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(I) 欄を算出すること。
 - 「備考」欄は記入しないこと。

別紙4

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成22年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号で交付決定を受けた平成22年度医療提供体制推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(注) 当該事業区分に係る各所管局課に提出すること。

別紙 5

番号
年月日

都道府県知事 殿

補助事業者名 印

平成 22 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別紙6

平成22年度医療提供体制推進事業費補助金調書

平成22年度 厚生労働省所管

(都道府県名)

国		地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳 入			歳 出			支出済額	翌年度繰越額				
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金相当額		うち補助金相当額	うち補助金相当額			
(項) 医療提供体制基盤整備費	円		円	円		円	円	円	円	円	円		
(目) 医療提供体制推進事業費補助金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。